

現 行

改 定

4週8休(8日/28日)以上の現場閉所を行う工事に適用

---

# 土木工事積算基準

---

(4週8休)

新 規

令和6年度版

東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社

+

+

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

改 定

新 規

土木工事積算基準について

本土木工事積算基準は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（以下「高速道路会社」という。）の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用します。

ただし、本基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることがあります。

なお、本基準を適宜改定する場合があります。令和6年7月以降に改定する内容については、発行元（株式会社高速道路総合技術研究所）ホームページに掲載しますのでご確認ください。

URL : <http://www.ri-nexco.co.jp/>

+

+

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第1編</p> <p style="text-align: center;">総則</p> <p>1. 適用..... 1-1 2. 工事費の基本構成..... 1-1 3. 工事費の積算..... 1-9</p> <p style="text-align: center;">+</p>	<p style="text-align: center;">第1編</p> <p style="text-align: center;">総則</p> <p><u>1. 適用..... 1-1</u> <u>2. 工事費の基本構成..... 1-1</u> <u>3. 工事費の積算..... 1-9</u> <u>4. 単価の取扱い..... 1-10</u></p>

現 行

改 定

1. 適用

本基準は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「高速道路会社」という)が、施工する土木工事及び維持修繕作業を請負に付する場合における請負工事費の算出について必要な事項を定めることにより、請負工事の設計金額の算定を適正に行うことを目的とする。

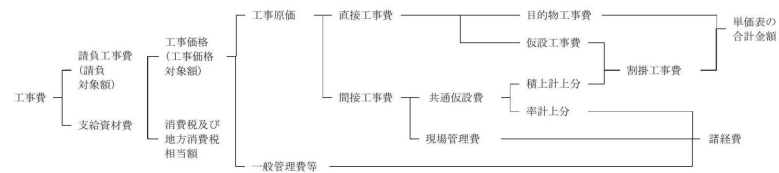
本基準は、標準的な歩掛等を示したものであり、これによりがたい特殊な条件の場合は別途算出する。

(注)本基準における土木工事とは、道路の新設、改築、道路の維持、修繕その他の管理を行うために必要な行為のうち、建設業法第2条に規定される建設工事(建築工事を除く)をいう。

2. 工事費の基本構成

2-1 請負工事費の構成

請負工事費の構成は、次のとおりとする。



- 請負工事費 : 消費税及び地方消費税相当額を含む契約額
- 請負対象額 : 請負工事費に対応する高速道路会社の算出額
- 工事価格 : 当該工事の消費税及び地方消費税相当額を含まない契約額
- 工事価格対象額 : 工事価格に対応する高速道路会社の算出額
- 割掛工事費 : 関連する単価表の項目の単価を含めて間接的に支払う工事費

1. 適用

本基準は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「高速道路会社」という)が、施工する土木工事及び維持修繕作業を請負に付する場合における請負工事費の算出について必要な事項を定めることにより、請負工事の設計金額の算定を適正に行うことを目的とする。

本要領は、4週8休(8日/28日)以上の現場閉所を行う工事に適用する。

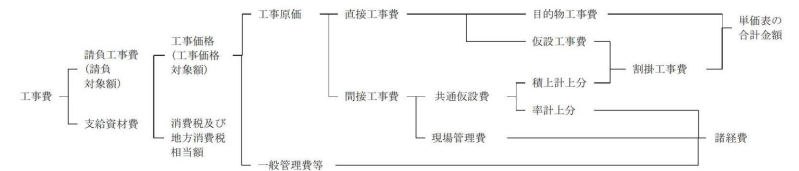
本基準は、標準的な歩掛等を示したものであり、これによりがたい特殊な条件の場合は別途算出する。

(注)本基準における土木工事とは、道路の新設、改築、道路の維持、修繕その他の管理を行うために必要な行為のうち、建設業法第2条に規定される建設工事(建築工事を除く)をいう。

2. 工事費の基本構成

2-1 請負工事費の構成

請負工事費の構成は、次のとおりとする。



- 請負工事費 : 消費税及び地方消費税相当額を含む契約額
- 請負対象額 : 請負工事費に対応する高速道路会社の算出額
- 工事価格 : 当該工事の消費税及び地方消費税相当額を含まない契約額
- 工事価格対象額 : 工事価格に対応する高速道路会社の算出額
- 割掛工事費 : 関連する単価表の項目の単価を含めて間接的に支払う工事費



現 行

改 定

新 規

4. 単価の取扱い

本要領に適用する以下の(1)～(4)に示す単価は、補正係数を考慮し算出するものとする。

(1) 労務賃金

労務賃金に補正係数1.05を乗じて算出する。ただし、工場製作及び工場塗装に要する労務賃金に対しては補正係数を乗じない。

(2) 機械賃料単価

機械賃料単価のうち、運転日当り賃料単価に補正係数1.04を乗じて算出する。ただし、供用日単位で設定されている機械賃料単価には補正係数を乗じない。

(3) 市場単価

市場単価に下表の補正係数を乗じて算出する。

工種	区分	補正係数 (4週8休)	工種	区分	補正係数 (4週8休)
鉄筋工		1.05	法面工		1.02
ガス圧接工		1.04	吹付砕工		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.02	鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	道路植栽工	植樹	1.05
	撤去	1.05	橋梁伸縮継手装置設置工		1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	橋梁埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	橋面防水工		1.02
道路標識設置工	設置	1.01	薄層カラー舗装工		1.01
	撤去・移設	1.04	コンクリート表面処理工(W.I)		1.01
道路付属物設置工	設置	1.02			
	撤去	1.05			

(4) 標準単価

週休2日(4週8休)工事の施工に必要な費用を考慮し算出するものとし、単価ファイルによる。

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第2編</p> <p style="text-align: center;">間接工事費及び一般管理費等</p> <p>1. 適用..... 2-1</p> <p>2. 桁等の製作費の取扱い..... 2-2 5</p> <p>3. 処分費等の取扱い..... 2-2 6</p> <p>4. 詳細設計費等の取扱い..... 2-2 7</p> <p>5. 支給資材費の取扱い..... 2-2 8</p> <p>6. 間接工事費算定の適用工種区分..... 2-2 9</p> <p>7. 随意契約工事諸経費の取扱い..... 2-3 1</p> <p>8. 土木工事現場における現場環境改善費の積算..... 2-3 2</p>	<p style="text-align: center;">第2編</p> <p style="text-align: center;">間接工事費及び一般管理費等</p> <p><u>1. 適用..... 2-1</u></p> <p><u>2. 桁等の製作費の取扱い..... 2-2 7</u></p> <p><u>3. 処分費等の取扱い..... 2-2 8</u></p> <p><u>4. 詳細設計費等の取扱い..... 2-2 9</u></p> <p><u>5. 支給資材費の取扱い..... 2-3 0</u></p> <p><u>6. 間接工事費算定の適用工種区分..... 2-3 1</u></p> <p><u>7. 随意契約工事諸経費の取扱い..... 2-3 3</u></p> <p><u>8. 土木工事現場における現場環境改善費の積算..... 2-3 4</u></p>

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

(3) 共通仮設費の率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費の率の補正は、前記の基準に下表の補正係数を乗じるものとする。

なお、施工地域とは当該工事の実施工場をいう。

2) 複数の適用条件に該当する場合は、適用優先順位の上位に従い補正係数を適用するものとする。

適用優先 順位	適用条件			補正係数
	施工地域区分	工種区分	対象	
1	一般交通影響有り(1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3
2	一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2
3	市街地(DID補正)	全ての工種	市街地部が施工場所に含まれる場合。	1.2

注1) 市街地とは施工地域が人口集中地区〔DID地区〕及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

3) 週休2日(4週8休)に応じた補正は、前記の基準に下表の補正係数を乗じるものとする。

内容	補正係数
4週8休以上の現場閉所を行う場合	1.04

3) 無償仮設営繕物、無償敷地の貸与

維持で高速道路会社施設を貸与するなど別途に築造する必要のない場合、高速道路会社の敷地に築造させる場合、及び官地等を無償で借地できるよう高速道路会社で手続きした場合は、共通仮設費の率式(2-2)及び施工地域を考慮した補正により求めた率に下記補正係数を乗じた率とする。なお、仮設営繕物とは通年に渡り貸与する事務室をいい、雪氷詰所及び給油所の貸与は補正の対象としない。

内容	補正係数
仮設営繕物を貸与する場合	0.45
無料敷地に仮設営繕物を築造する場合	0.50

5) 共通仮設費の率に補正係数を乗じる場合は、共通仮設費の率式(2-2)の端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改 定

(3) 共通仮設費の率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費の率の補正は、上記1-3-8(2)に規定する共通仮設費の率式(2-2)により求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。

なお、施工地域とは当該工事の実施工場をいう。

2) 複数の適用条件に該当する場合は、適用優先順位の上位に従い補正係数を適用するものとする。

適用優先 順位	適用条件			補正係数
	施工地域区分	工種区分	対象	
1	一般交通影響有り(1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3
2	一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2
3	市街地(DID補正)	全ての工種	市街地部が施工場所に含まれる場合。	1.2

注1) 市街地とは施工地域が人口集中地区〔DID地区〕及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

3) 週休2日(4週8休)の補正

上記1-3-8(2)に規定する共通仮設費の率式(2-2)により求めた率に補正係数1.03を乗じるものとする。

4) 無償仮設営繕物、無償敷地の貸与

維持で高速道路会社施設を貸与するなど別途に築造する必要のない場合、高速道路会社の敷地に築造させる場合、及び官地等を無償で借地できるよう高速道路会社で手続きした場合は、上記1-3-8(2)に規定する共通仮設費の率式(2-2)より求めた率に下表の補正係数を乗じた率とする。なお、仮設営繕物とは通年に渡り貸与する事務室をいい、雪氷詰所及び給油所の貸与は補正の対象としない。

内容	補正係数
仮設営繕物を貸与する場合	0.45
無料敷地に仮設営繕物を築造する場合	0.50

5) 共通仮設費の率に補正係数を乗じる場合は、上記1-3-8(2)に規定する共通仮設費の率式(2-2)の端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

1-4 現場管理費(E)

(1) 現場管理費の算出

現場管理費として算出する内容は、次のとおりとする。

(2) 算出方法

現場管理費は、下記により算出する。

$$E = \{A2 + K - B - H - Hb - T - R + C\} \times e \cdots \cdots (2-3) \text{ (円) (千円未満切捨)}$$

e : 現場管理費の率

$$e = a2 \times X2^{b2} (\%) \cdots \cdots (2-4)$$

X2 = A2 + K - B - H - Hb - T - R + C (円) (対象額)

適用区分 対象額	新設			修繕		
	10百万円以下 下記の率とする	10百万円を超えるもの		10百万円以下 下記の率とする	10百万円を超えるもの	
		a2	b2		a2	b2
工種区分						
一般土工	31.70	116.6	-0.0808	31.73	116.7	-0.0808
橋梁下部	37.50	228.8	-0.1122			
鉄骨橋梁	43.33	461.0	-0.1467			
P C 橋梁	29.79	120.5	-0.0867			
舗装	37.61	701.1	-0.1815	37.61	701.1	-0.1815
防護柵	37.38	497.6	-0.1606	37.34	497.0	-0.1606
塗替塗装				20.46	71.8	-0.0779
遮音壁・標識等	34.18	2151.8	-0.2570	34.14	2149.3	-0.2570
造園	22.68	74.4	-0.0737	22.68	74.4	-0.0737
維持				42.35	330.6	-0.1275
橋梁保全				50.84	578.8	-0.1509

適用区分 対象額	新設			修繕		
	500百万円以下 下記の率とする	500百万円を超えるもの		500百万円以下 下記の率とする	500百万円を超えるもの	
		a2	b2		a2	b2
工種区分						
トンネル	28.35	80.0	-0.0518			
トンネルと他工種	25.59	52.1	-0.0355			

(注) e の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改 定

1-4 現場管理費(E)

(1) 現場管理費の算出

現場管理費として算出する内容は、次のとおりとする。

(2) 算出方法

現場管理費は、下記により算出する。

$$E = \{A2 + K - B - H - Hb - T - R + C\} \times e \cdots \cdots (2-3) \text{ (円) (千円未満切捨)}$$

e : 現場管理費の率

$$e = a2 \times X2^{b2} (\%) \cdots \cdots (2-4)$$

X2 = A2 + K - B - H - Hb - T - R + C (円) (対象額)

適用区分 対象額	新設			修繕		
	10百万円以下 下記の率とする	10百万円を超えるもの		10百万円以下 下記の率とする	10百万円を超えるもの	
		a2	b2		a2	b2
工種区分						
一般土工	32.11	99.7	-0.0703	32.12	98.3	-0.0694
橋梁下部	37.95	195.5	-0.1017			
鉄骨橋梁	43.69	413.2	-0.1394			
P C 橋梁	29.97	110.4	-0.0809			
舗装	38.21	569.4	-0.1676	38.21	569.4	-0.1676
防護柵	37.68	445.1	-0.1532	37.82	424.3	-0.1500
塗替塗装				20.74	59.7	-0.0656
遮音壁・標識等	34.54	1802.5	-0.2474	34.40	1888.4	-0.2484
造園	22.76	70.9	-0.0705	22.76	70.9	-0.0705
維持				42.58	311.2	-0.1234
橋梁保全				51.66	477.7	-0.1380

適用区分 対象額	新設			修繕		
	500百万円以下 下記の率とする	500百万円を超えるもの		500百万円以下 下記の率とする	500百万円を超えるもの	
		a2	b2		a2	b2
工種区分						
トンネル	29.27	63.8	-0.0389			
トンネルと他工種	26.31	42.3	-0.0237			

(注) e の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

改 定

(3) 現場管理費の率の補正

- 1) 施工地域を考慮した現場管理費の率の補正は、前記の基準に下表の補正係数を乗じるものとする。  
 なお、施工場所とは当該工事の実施工場をいう。

適用優先 順位	適用条件			補正係数
	施工地域区分	工種区分	対象	
1	一般交通影響有り(1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1
2	一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1
3	市街地(DID補正)	全ての工種	市街地部が施工場所に含まれる場合。	1.1

注1)市街地とは施工地域が人口集中地区〔D1D地区〕及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2)共通仮設費で決定した施工地域区分を適用すること。

- 2) 週休2日(4週8休)に応じた補正は、前記の基準に下表の補正係数を乗じるものとする。

内容	補正係数
4週8休以上の現場閉所を行う場合	1.06

- 3) 現場管理費の率に補正係数を乗じる場合は、現場管理費の率式(2-4)の端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 現場管理費の率の補正

- 1) 施工地域を考慮した現場管理費の率の補正は、上記1-4(2)に規定する現場管理費の率式(2-4)より求めた率に下表の補正係数を乗じるものとする。

なお、施工場所とは当該工事の実施工場をいう。

適用優先 順位	適用条件			補正係数
	施工地域区分	工種区分	対象	
1	一般交通影響有り(1)	全ての工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合には対象外とする。	1.1
2	一般交通影響有り(2)	全ての工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1
3	市街地(DID補正)	全ての工種	市街地部が施工場所に含まれる場合。	1.1

注1)市街地とは施工地域が人口集中地区〔D1D地区〕及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D1D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2)共通仮設費で決定した施工地域区分を適用すること。

2) 週休2日(4週8休)の補正

上記1-4(2)に規定する現場管理費の率式(2-4)により求めた率に補正係数1.04を乗じるものとする。

- 3) 現場管理費の率に補正係数を乗じる場合は、上記1-4(2)に規定する現場管理費の率式(2-4)の端数処理後に補正係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

1-5 一般管理費等(G)

(1) 一般管理費等の算出

一般管理費等として算出する内容は、次のとおりとする。

- 1) 工事施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本社及び支店における経費等
- 2) 企業の経営を継続して運営するために必要な費用をいう。

(2) 算出方法

一般管理費等は、下記により算出する。

$$G = (A2 - R - H + C + E) \times g \dots\dots\dots (2-5) \text{ (円)}$$

g : 一般管理費等の率(%)

$$g = a3 \log X3 + b3 \text{ (‰)} \dots\dots\dots (2-6)$$

$$X3 = A2 - R - H + C + E \text{ (円)} \text{ (工事原価)}$$

	5百万円以下は	5百万円を超え30億円以下		30億円を超え200億円以下		200億円を 超えるもの
	下記の率とする	a3	b3	a3	b3	
維持以外	23.57	-4.97802	56.92101	-1.21340	21.24326	8.74

	5百万円以下は	5百万円を超え30億円以下		30億円を
	下記の率とする	a3	b3	超えるもの
維持	23.57	-4.97802	56.92101	9.74

(注)gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 一般管理費等の率の補正

1) 契約保証による補正

契約保証に必要な費用については、一般管理費等に計上することとし、その場合の一般管理費等の率は、上記の一般管理費等の率に下記の補正値を加算する。

工事競争参加者募集等の方法	補正値(%)
250万円を超える発注者が金銭的保証を必要とする工事の場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
発注者が金銭的保証を必要としない工事の場合 1) 単価契約の場合(維持修繕作業) 2) 250万円以下の契約額の場合 3) 委託契約の場合	補正しない

(4) 一般管理費等の調整

一般管理費等は、工事価格対象額が1,000万円以上のものについては、有効数値が5ケタになるよう、又は1,000万円未満のものについては、千円未満の端数が生じないよう調整する。

改 定

1-5 一般管理費等(G)

(1) 一般管理費等の算出

一般管理費等として算出する内容は、次のとおりとする。

- 1) 工事施工にあたる企業の経営管理活動に必要な本社及び支店における経費等
- 2) 企業の経営を継続して運営するために必要な費用をいう。

(2) 算出方法

一般管理費等は、下記により算出する。

$$G = (A2 - R - H + C + E) \times g \dots\dots\dots (2-5) \text{ (円)}$$

g : 一般管理費等の率(%)

$$g = a3 \log X3 + b3 \text{ (‰)} \dots\dots\dots (2-6)$$

$$X3 = A2 - R - H + C + E \text{ (円)} \text{ (工事原価)}$$

	5百万円以下は	5百万円を超え30億円以下		30億円を超え200億円以下		200億円を 超えるもの
	下記の率とする	a3	b3	a3	b3	
維持以外	23.57	-4.97802	56.92101	-1.21340	21.24326	8.74

	5百万円以下は	5百万円を超え30億円以下		30億円を
	下記の率とする	a3	b3	超えるもの
維持	23.57	-4.97802	56.92101	9.74

(注)gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(3) 一般管理費等の率の補正

1) 契約保証による補正

契約保証に必要な費用については、一般管理費等に計上することとし、その場合の一般管理費等の率は、上記1-5(2)に規定する一般管理費等の率式(2-6)により求めた率に下表の補正値を加算する。

工事競争参加者募集等の方法	補正値(%)
250万円を超える発注者が金銭的保証を必要とする工事の場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
発注者が金銭的保証を必要としない工事の場合 1) 単価契約の場合(維持修繕作業) 2) 250万円以下の契約額の場合 3) 委託契約の場合	補正しない

(4) 一般管理費等の調整

一般管理費等は、工事価格対象額が1,000万円以上のものについては、有効数値が5ケタになるよう、又は1,000万円未満のものについては、千円未満の端数が生じないよう調整する。

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第3編</p> <p style="text-align: center;">材料費</p> <p>1. 適用..... 3-1</p> <p>2. 数量の算出..... 3-1</p> <p>3. 材料の価格..... 3-1</p> <p>4. 運搬費..... 3-2</p> <p>5. 仮設材料費..... 3-3</p>	<p style="text-align: center;">第3編</p> <p style="text-align: center;">材料費</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>1. 適用..... 3-1</p> <p>2. 数量の算出..... 3-1</p> <p>3. 材料の価格..... 3-1</p> <p>4. 運搬費..... 3-2</p> <p>5. 仮設材料費..... 3-3</p> <p>6. 仮設材や工事用仮設備等の存置日数(存置月数)について..... 3-4</p> <p style="text-align: center;">+</p>



現 行

改 定

4. 運搬費

工事等の施工に必要な材料及び器具の運搬費は貨物自動車・船舶及び貨車等の費用として必要ある場合は、積込取卸費及び荷造費の合計額とする。

4-1 貨物自動車による運搬費

単価ファイルF U Jに記載の単価及び自家用車扱いとする。ただし工事用機械の運搬費は、本基準第2編による。

(1) 各種割増率

(a) 特大品割増

特大品割増は、下記条件のいずれかに該当すれば行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1個の長さが荷台の長さの1割を超えた場合</li> <li>・ 1個の質量が1t以上の場合</li> <li>・ 1個の容積が5m<sup>3</sup>以上の場合</li> </ul>	3割増
--	-----

(b) 冬期割増

運送区間中に冬期割増適用地域に該当する区間がある場合には、当該割増区間の運賃に対して行う。

地域	期間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割増
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自12月1日 至3月31日	
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・飛騨市・下呂市・郡上市		

注) 冬期割増しの適用については、工事工程等を十分検討して、その期間でなければならないものについてのみ割増しを行うものとする。

(c) 深夜・早朝割増

深夜・早朝割増は、下記条件に該当すれば行う。

運搬時間を「22～5時」に指定する場合	3割増
---------------------	-----

(d) 悪路割増

運送区間中に下記の悪路割増適用区間に該当する区間がある場合には、当該割増区間の運賃に対して行う。

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る	3割増
---	-----

4. 運搬費

工事等の施工に必要な材料及び器具の運搬費は貨物自動車・船舶及び貨車等の費用とし、別途積込取卸費が必要となる場合は、それらの合計額とする。

4-1 貨物自動車による運搬費

表に記載する基本運賃料金の単価及び自家用車扱いとする。ただし工事用機械の運搬費は、本基準第2編による。

車扱距離制基本運賃料金

(円)

距離 (km)	貨物自動車等規格	
	中型車まで 10t 車未満	大型車 10t 車以上～20t 車未満
10	20,000	25,000
20	21,900	29,000
30	23,900	33,000
40	25,800	37,000
50	27,700	41,000
60	29,700	45,000
70	31,600	49,000
80	33,500	53,000
90	35,500	57,000
100	37,400	61,000
110	39,300	65,000
120	41,300	69,000
130	43,200	73,000
140	45,200	77,000
150	47,100	81,000
160	49,000	85,000
170	51,000	89,000
180	52,900	93,000
190	54,800	97,000
200	56,800	101,000
200km以降加算額 (20km 毎)	3,800	7,900

注1) 運搬割増は計上してはならない。

注2) 運搬距離が450kmを超える場合は、別途考慮する。

注3) 誘導車、誘導員の費用は含まないため、必要な場合は別途考慮する。



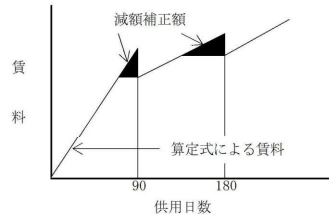
現 行

改 定

(3) 適用区分による賃料の補正

供用日数(または月数)の長短による市場単価の適用区分が変わることによって、賃料計上額(1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費を除く。)が当該日数(または月数)の増加に比例せず減少する場合があります。

従って、減少する時点までの供用日数(または月数)における賃料計上額は、その減少する時点における賃料計上額を上限とし、下記の方法により減額補正する。



(4) 賃料計上限度額

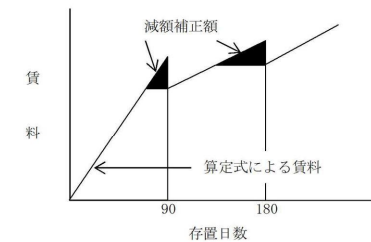
仮設材の賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費を含む。)は、以下のとおりとする。

- (イ) 仮設材を当該工事のみで使用する場合は、当該仮設材における新品価格の80%を上限とする。  
(中古品相当価格+スクラップ分控除額)
- (ロ) 仮設材を複数工事当で継続して使用する場合は、当該仮設材における新品価格の90%を上限とする。  
(中古品相当価格)

(3) 適用区分による賃料の補正

存置日数(または月数)の長短による市場単価の適用区分が変わることによって、賃料計上額(1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費を除く。)が当該日数(または月数)の増加に比例せず減少する場合があります。

従って、減少する時点までの存置日数(または月数)における賃料計上額は、その減少する時点における賃料計上額を上限とし、下記の方法により減額補正する。



(4) 賃料計上限度額

仮設材の賃料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費または1現場当り整備費を含む。)は、以下のとおりとする。

- (イ) 仮設材を当該工事のみで使用する場合は、当該仮設材における新品価格の80%を上限とする。  
(中古品相当価格+スクラップ分控除額)
- (ロ) 仮設材を複数工事当で継続して使用する場合は、当該仮設材における新品価格の90%を上限とする。  
(中古品相当価格)

6. 仮設材や工事用仮設備等の存置期間(日数・月数)について

仮設材や工事用仮設備等の存置期間(日数・月数)の算出にあつては、施工に必要な実日数と雨休率を用いた次の算出式により求めるものとする。なお、トンネル工については、次式によらず、サイクルタイムにより算出するものとする(1か月当り進行長には、作業休止日が考慮されている)。

(算出式) 存置期間=施工に必要な実日数(日) / (1-雨休率※)

※雨休率とは、休日及び天候等(猛暑含む)による作業休止日の年間の発生率をいい、0.40とする

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第6編</p> <p style="text-align: center;">仮設工</p> <p>1. 適用.....6-1</p> <p>2. 仮設材料費の算出.....6-1</p> <p>3. 仮設備工.....6-3</p> <p>4. 仮設土留工.....6-2-2</p> <p>5. 仮道路・仮水路.....6-6-8</p> <p>6. 工事用仮棧橋.....6-7-2</p> <p>7. 工事用道路.....6-9-2</p> <p>8. 構造物等取壊し工.....6-9-5</p>	<p style="text-align: center;">+</p>

現 行

3-3 土のう工

(1) 適用

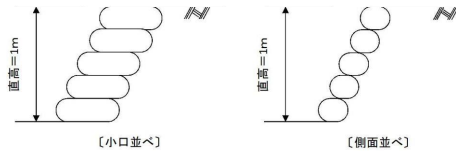
人力により、簡易な仮締切りとして使用する、土のうの製作、設置、撤去に適用する。

(2) 材料使用量

土のう工の材料使用量は、次表を標準とする。

表3-7 材料使用量

規 格	1 m <sup>2</sup> 当り袋数 (袋/m <sup>2</sup> )		詰土量 (m <sup>3</sup> /袋)	詰土質量 (kg/袋)	摘 要
	小口並べ	側面並べ			
62×48cm	17	14	0.02	40	詰土量は地山土量とする



(3) 施工歩掛

土のう工の施工歩掛は、次表を標準とする。

表3-8 施工歩掛 (1袋当り)

名称	製 作	設 置	撤 去	摘 要
普通作業員	0.020	0.010	0.012	土のう材料 化学セメントのう

(4) 日当り標準施工量

土のう工の日当り標準施工量は次表のとおりとし、施工条件、施工方法等を十分考慮のうえ適用すること。

日当り標準施工量 (1日当り)

製作・設置・撤去	製作・設置	撤 去
95 袋	133 袋	333 袋

(5) 代価表

土のう工の代価表は、次表を標準とする。

代価表 (1袋当り)

名 称	規格	単位	数量	摘 要
普通作業員 (製作・設置・撤去)		人日		表3-8
土 の う 袋	表3-7	袋	1	製作の場合
土 砂	ほぐした土量	m <sup>3</sup>	1	製作の場合

(注) 土砂は、現場発生材を標準とするが必要に応じて計上

改 定

3-3 土のう工

(1) 適用

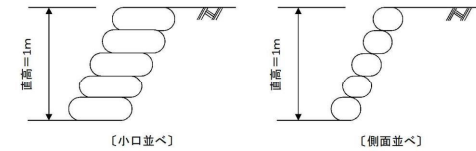
人力により、簡易な仮締切りとして使用する、土のうの製作、設置、撤去に適用する。

(2) 材料使用量

土のう工の材料使用量は、次表を標準とする。

表3-7 材料使用量

規 格	1 m <sup>2</sup> 当り袋数 (袋/m <sup>2</sup> )		詰土量 (m <sup>3</sup> /袋)	詰土質量 (kg/袋)	摘 要
	小口並べ	側面並べ			
62×48cm	17	14	0.02	40	詰土量は地山土量とする



(3) 施工歩掛

土のう工の施工歩掛は、次表を標準とする。

表3-8 施工歩掛 (1袋当り)

名称	製 作	設 置	撤 去	摘 要
普通作業員	0.020	0.010	0.012	土のう材料 化学繊維土のう

(4) 日当り標準施工量

土のう工の日当り標準施工量は次表のとおりとし、施工条件、施工方法等を十分考慮のうえ適用すること。

日当り標準施工量 (1日当り)

製作・設置・撤去	製作・設置	撤 去
95 袋	133 袋	333 袋

(5) 代価表

土のう工の代価表は、次表を標準とする。

代価表 (1袋当り)

名 称	規格	単位	数量	摘 要
普通作業員 (製作・設置・撤去)		人日		表3-8
土 の う 袋	表3-7	袋	1	製作の場合
土 砂	ほぐした土量	m <sup>3</sup>	1	製作の場合

(注) 土砂は、現場発生材を標準とするが必要に応じて計上



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

4-3-3 バイプロハンマ工

4-3-3-1 適用範囲

バイプロハンマ工は、クレーンを陸上(栈橋上等を含む)に設置し、鋼矢板(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ型)を電動式バイプロハンマ及び油圧式バイプロハンマにより打込む施工に適用する。

なお、各施工機種及び鋼矢板種別における打込み長は、次表を標準とする。

各施工機種及び鋼矢板種別の打込長 (m)

鋼矢板種別		Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅵ型
電動式 バイプロハンマ	単独施工	15以下	19以下	25以下	25以下
	ウォータージェット併用施工	15以下	19以下	25以下	25以下
油圧式 バイプロハンマ	単独施工	15以下	19以下	25以下	25以下
	ウォータージェット併用施工	15以下	19以下	25以下	25以下

4-3-3-2 労務編成

バイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-3 労務編成 (人/日)

施工区分	継施工の有無	土木一般世話役	とび工	普通作業員	溶接工
バイプロハンマ 単独施工	継施工無し	1	2	1	-
	継施工有り	1	2	1	2
ウォータージェット 併用施工	継施工無し	1	2	1	1
	継施工有り	1	2	1	2

4-3-3-3 機械編成

バイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-4 機械編成 (台/日)

施工区分		バイプロハンマ単独施工	ウォータージェット併用施工	
最大地盤N値		Nmax<50	50≤Nmax<100	100≤Nmax≤180
電動式 バイプロハンマ	打込長 15m以下	60kW×1台		90kW×1台
	25m以下	90kW×1台		
油圧式 バイプロハンマ	打込長 25m以下	可変超高周波型・排出ガス対策型(第2次基準値)235kW×1台		
杭打ち用ウォータージェット		-	エンジン式・排出ガス対策型(第1次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐出量325L/min×2台 (14.7MPa、325L/min×1台)(注1)	
クローラクレーン		油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 50~55t吊×1台		

(注1) 杭打ち用ウォータージェット( )内は、Nmax<50で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合に計上するものとする。

改 定

4-3-3 バイプロハンマ工

4-3-3-1 適用範囲

バイプロハンマ工は、クレーンを陸上(栈橋上等を含む)に設置し、鋼矢板(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ型)を電動式バイプロハンマ及び油圧式バイプロハンマにより打込む施工に適用する。

なお、各施工機種及び鋼矢板種別における打込み長は、次表を標準とする。

各施工機種及び鋼矢板種別の打込長 (m)

鋼矢板種別		Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅵ型
電動式 バイプロハンマ	単独施工	15以下	19以下	25以下	25以下
	ウォータージェット併用施工	15以下	19以下	25以下	25以下
油圧式 バイプロハンマ	単独施工	15以下	19以下	25以下	25以下
	ウォータージェット併用施工	15以下	19以下	25以下	25以下

4-3-3-2 労務編成

バイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-3 労務編成 (人/日)

施工区分	継施工の有無	土木一般世話役	とび工	普通作業員	溶接工
バイプロハンマ 単独施工	継施工無し	1	2	1	-
	継施工有り	1	2	1	2
ウォータージェット 併用施工	継施工無し	1	2	1	1
	継施工有り	1	2	1	2

4-3-3-3 機械編成

バイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-4 機械編成 (台/日)

施工区分		バイプロハンマ単独施工	ウォータージェット併用施工	
最大地盤N値		Nmax<50	50≤Nmax<100	100≤Nmax≤180
電動式 バイプロハンマ	打込長 15m以下	60kW×1台		90kW×1台
	25m以下	90kW×1台		
油圧式 バイプロハンマ	打込長 25m以下	可変超高周波型・排出ガス対策型(第2次基準値)・ 最大起振力473kN・242kW×1台		
杭打ち用ウォータージェット		-	エンジン式・排出ガス対策型(第3次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐出量325L/min×2台 (14.7MPa、325L/min×1台)(注1)	
クローラクレーン		油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 排出ガス対策型(2014年規制) 50~55t吊×1台		

(注1) 杭打ち用ウォータージェット( )内は、Nmax<50で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合に計上するものとする。



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

4-3-4-2 作業条件

油圧式杭圧入引抜機及び硬質地盤専用圧入機により圧入する作業条件は、以下のとおりとする。

- ①反力チャックのつかみ代は500mmを標準とする。
- ②布掘深さは、油圧式杭圧入引抜機による施工では500mm、硬質地盤専用圧入機による施工では1,000mmを標準とする。
- ③最小圧入長は、4m以上を標準とする。

4-3-4-3 労務編成

油圧圧入工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-13 労務編成 (人/日)

最大地盤N値	継施工の有無	土木一般世話役	とび工	特殊作業員	溶接工
Nmax ≤ 25	継施工無し	1	2	1	—
	継施工有り	1	2	1	2
25 < Nmax ≤ 50	継施工無し	1	2	1	—
	継施工有り	1	2	1	2
50 < Nmax ≤ 180	継施工無し	1	2	1	—

4-3-4-4 機械編成

油圧圧入工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-14 機械編成 (台/日)

最大地盤N値	Nmax ≤ 25	25 < Nmax ≤ 50	50 < Nmax ≤ 180
鋼 矢 板 種 別	II、III、IV型	エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第2次基準値) 圧入力1,000kN × 1台	エンジン式ユニット(硬質地盤専用) 排出ガス対策型(第3次基準値) 圧入力800kN(普通用) × 1台
	VL型	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力981~1,471kN(広幅用) × 1台	エンジン式ユニット(硬質地盤専用) 排出ガス対策型(第2次基準値) 圧入力800kN(広幅用) × 1台
杭 打 ち 用 ウ ォ ー タ ジ ョ ー ト	—	エンジン式 排出ガス対策型(第1次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、 吐出量325L/min × 1台	—
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(第2次基準値) 25t吊 × 1台		油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 50t吊 × 1台

改 定

4-3-4-2 作業条件

油圧式杭圧入引抜機及び硬質地盤専用圧入機により圧入する作業条件は、以下のとおりとする。

- ①反力チャックのつかみ代は500mmを標準とする。
- ②布掘深さは、油圧式杭圧入引抜機による施工では500mm、硬質地盤専用圧入機による施工では1,000mmを標準とする。
- ③最小圧入長は、4m以上を標準とする。

4-3-4-3 労務編成

油圧圧入工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-13 労務編成 (人/日)

最大地盤N値	継施工の有無	土木一般世話役	とび工	特殊作業員	溶接工
Nmax ≤ 25	継施工無し	1	2	1	—
	継施工有り	1	2	1	2
25 < Nmax ≤ 50	継施工無し	1	2	1	—
	継施工有り	1	2	1	2
50 < Nmax ≤ 180	継施工無し	1	2	1	—

4-3-4-4 機械編成

油圧圧入工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-14 機械編成 (台/日)

最大地盤N値	Nmax ≤ 25	25 < Nmax ≤ 50	50 < Nmax ≤ 180
鋼 矢 板 種 別	II、III、IV型	エンジン式ユニット 排出ガス対策型(2014年規制) 圧入力800kN × 1台	エンジン式ユニット(硬質地盤専用) 排出ガス対策型(第3次基準値) 圧入力800kN(普通用) × 1台
	VL型	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力1,000kN(広幅用) × 1台	エンジン式ユニット(硬質地盤専用) 排出ガス対策型(第3次基準値) 圧入力800kN(広幅用) × 1台
杭 打 ち 用 ウ ォ ー タ ジ ョ ー ト	—	エンジン式 排出ガス対策型(第3次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、 吐出量325L/min × 1台	—
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 25t吊 × 1台		油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(2011年規制) 50t吊 × 1台

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

4-4 鋼矢板引抜き

4-4-1 適用範囲

鋼矢板の種類、引抜き長、継施工の有無及び周辺の環境対策等に応じた鋼矢板の引抜きに要する費用の算出に適用する。ただし、可撓(とう)性鋼矢板については適用外とする。

なお、鋼矢板の賃料及び処分に関する費用は含まない。

4-4-2 パイプロハンマ工

4-4-2-1 適用範囲

パイプロハンマ工は、クレーンを陸上(栈橋上等を含む)に設置し、鋼矢板(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ型)を、電動式パイプロハンマ及び油圧式パイプロハンマより、引抜き施工に適用する。なお、敷鉄板は含まれているので、別途計上してはならない。

4-4-2-2 労務編成

パイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-25 労務編成 (人/日)

継施工の有無	土木一般世話役	とび工	普通作業員	溶接工
継施工無し	1	2	1	—
継施工有り	1	2	1	2

4-4-2-3 機械編成

パイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-26 機械編成 (台/日)

環境対策	機械名	規 格	数量	摘要
環境対策無し	電動式パイプロハンマ	60kW	1	引抜き長 25m以下
	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型	1	
		排出ガス対策型(第1次基準値) 50~55t吊	1	
低振動対策	油圧式パイプロハンマ	油圧式・可変超高周波型	1	
		排出ガス対策型(第2次基準値) 235kW	1	
	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	1	

改 定

4-4 鋼矢板引抜き

4-4-1 適用範囲

鋼矢板の種類、引抜き長、継施工の有無及び周辺の環境対策等に応じた鋼矢板の引抜きに要する費用の算出に適用する。ただし、可撓(とう)性鋼矢板については適用外とする。

なお、鋼矢板の賃料及び処分に関する費用は含まない。

4-4-2 パイプロハンマ工

4-4-2-1 適用範囲

パイプロハンマ工は、クレーンを陸上(栈橋上等を含む)に設置し、鋼矢板(Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ型)を、電動式パイプロハンマ及び油圧式パイプロハンマより、引抜き施工に適用する。なお、敷鉄板は含まれているので、別途計上してはならない。

4-4-2-2 労務編成

パイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-25 労務編成 (人/日)

継施工の有無	土木一般世話役	とび工	普通作業員	溶接工
継施工無し	1	2	1	—
継施工有り	1	2	1	2

4-4-2-3 機械編成

パイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-26 機械編成 (台/日)

環境対策	機械名	規 格	数量	摘要
環境対策無し	電動式パイプロハンマ	60kW	1	引抜き長 25m以下
	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型	1	
		排出ガス対策型(2014年規制) 50~55t吊	1	
低振動対策	油圧式パイプロハンマ	油圧式・可変超高周波型	1	
		排出ガス対策型(第3次基準値) 最大起振力473kN・242kW	1	
	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 25t吊	1	

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

4-4-3-4 機械編成

油圧引抜工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-30 機械編成 (台/日)

環境対策	鋼矢板種別	機械名	規 格	数量	摘要
無振動 対策	II、III、IV 型油圧式杭 圧入引抜機 ラフテレー ンクレーン	油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 引抜力1,100kN	1	引抜長 25m以下
		油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 25 t 吊	1		
	VI型VI型	油圧式杭圧入引抜機油圧式杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力1,079~1,569kN (広幅用) エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 引抜力1,100kN	1 1	
		油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 25 t 吊	1		

4-4-3-5 日当り標準施工量

油圧引抜工の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

なお、日当り標準施工量には、敷鉄板の施工手間が含まれている。

表4-31 日当り標準施工量 (D) (枚/日)

鋼矢板種別	引抜長L (m)							
	L<4	4≤L≤6	6<L≤9	9<L≤12	12<L≤15	15<L≤19	19<L≤23	23<L≤25
II、III、IV、VI型	—	58	48	40	34	30	25	23

4-4-3-6 諸雑費

油圧引抜工の諸雑費には、施工機械足場用の敷鉄板賃料、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用が含まれる。

なお、諸雑費は、人件費及び機械器具経費の合計額に、次表の率を乗じた金額を計上する。

表4-32 諸雑费率

項 目	引抜き
諸雑费率 (%)	0.2

改 定

4-4-3-4 機械編成

油圧引抜工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-30 機械編成 (台/日)

環境対策	鋼矢板種別	機械名	規 格	数量	摘要
無振動 対策	II、III、IV型	油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(2014年規制) 引抜力 900kN	1	引抜長 25m以下
		油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 25 t 吊	1		
	VI型	油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 引抜力1,100kN (広幅用)	1	
		油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型(第3次基準値) 25 t 吊	1		

4-4-3-5 日当り標準施工量

油圧引抜工の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

なお、日当り標準施工量には、敷鉄板の施工手間が含まれている。

表4-31 日当り標準施工量 (D) (枚/日)

鋼矢板種別	引抜長L (m)							
	L<4	4≤L≤6	6<L≤9	9<L≤12	12<L≤15	15<L≤19	19<L≤23	23<L≤25
II、III、IV、VI型	—	58	48	40	34	30	25	23

4-4-3-6 諸雑費

油圧引抜工の諸雑費には、施工機械足場用の敷鉄板賃料、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用が含まれる。

なお、諸雑費は、人件費及び機械器具経費の合計額に、次表の率を乗じた金額を計上する。

表4-32 諸雑费率

項 目	引抜き
諸雑费率 (%)	0.2



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

4-7-3-2 労務編成

パイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-42 労務編成 (人/日)

施工区分	継施工の有無	土木一般世役	とび工	普通作業員	溶接工
パイプロハンマ 単 独 施 工	継施工無し	1	2	1	—
	継施工有り	1	3	1	—
ウォータジェット 併 用 施 工	継施工無し	1	2	1	1
	継施工有り	1	3	1	1

4-7-3-3 機械編成

パイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-43 機械編成 (台/日)

施工方法		パイプロハンマ単独施工	ウォータジェット併用施工	
最大地盤N値		Nmax<50	50≤Nmax<100	100≤Nmax≤180
電 動 式 パイプロハンマ	打	15m以下	60kW×1台	
	達	25m以下	90kW×1台	
油 圧 式 パイプロハンマ	長	25m以下	可変超高周波型・排出ガス対策型(第2次基準値)235kW×1台	
		杭打ち用ウォータジェット	—	エンジン式・排出ガス対策型(第1次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐出量325L/min×2台 (14.7MPa、325L/min×1台) (注1)
クローラクレーン		油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・排出ガス対策型(第1次基準値) 50~55t吊×1台		

(注1) 杭打ち用ウォータジェット( )内は、Nmax<50で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用するが生じた場合に計上するものとする。

改 定

4-7-3-2 労務編成

パイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-42 労務編成 (人/日)

施工区分	継施工の有無	土木一般世役	とび工	普通作業員	溶接工
パイプロハンマ 単 独 施 工	継施工無し	1	2	1	—
	継施工有り	1	3	1	—
ウォータジェット 併 用 施 工	継施工無し	1	2	1	1
	継施工有り	1	3	1	1

4-7-3-3 機械編成

パイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-43 機械編成 (台/日)

施工方法		パイプロハンマ単独施工	ウォータジェット併用施工	
最大地盤N値		Nmax<50	50≤Nmax<100	100≤Nmax≤180
電 動 式 パイプロハンマ	打	15m以下	60kW×1台	
	達	25m以下	90kW×1台	
油 圧 式 パイプロハンマ	長	25m以下	可変超高周波型・排出ガス対策型(第3次基準値) <u>最大起振力473kN・242kW×1台</u>	
		杭打ち用ウォータジェット	—	エンジン式・排出ガス対策型(第3次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐出量325L/min×2台 (14.7MPa、325L/min×1台) (注1)
クローラクレーン		油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 ・排出ガス対策型(2014年規制) 50~55t吊×1台		

(注1) 杭打ち用ウォータジェット( )内は、Nmax<50で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用するが生じた場合に計上するものとする。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

4-8 H形鋼引抜き  
4-8-1 適用範囲

H形鋼の種類、引抜き長、継施工の有無及び周辺の環境対策等に応じたH形鋼の引抜きに要する費用の算出に適用する。  
なお、H形鋼の賃料及び処分に要する費用は含まない。

4-8-2 バイプロハンマ工  
4-8-2-1 適用範囲

バイプロハンマ工は、クレーンを陸上(栈橋上等を含む)に設置し、H形鋼(H200、H250、H300、H350、H400)を、電動式バイプロハンマ及び油圧式バイプロハンマにより、引抜く施工に適用する。なお、敷鉄板は含まれているので、別途計上してはならない。

4-8-2-2 労務編成

バイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-52 労務編成 (人/日)

継施工の有無	土木一般世話役	とび工	普通作業員
継施工無し	1	2	1
継施工有り	1	3	1

4-8-2-3 機械編成

バイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-53 機械編成 (台/日)

環境対策	機械名	規 格	数量	摘要
環境対策 無し	電動式バイプロハンマ	60kW	1	引抜き長 25m以下
	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 50~55 t 吊	1	
低振動 対策	油圧式バイプロハンマ	油圧式・可変超高周波型 排出ガス対策型(第2次基準値) 235kW	1	
	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 25 t 吊	1	

改 定

4-8 H形鋼引抜き  
4-8-1 適用範囲

H形鋼の種類、引抜き長、継施工の有無及び周辺の環境対策等に応じたH形鋼の引抜きに要する費用の算出に適用する。  
なお、H形鋼の賃料及び処分に要する費用は含まない。

4-8-2 バイプロハンマ工  
4-8-2-1 適用範囲

バイプロハンマ工は、クレーンを陸上(栈橋上等を含む)に設置し、H形鋼(H200、H250、H300、H350、H400)を、電動式バイプロハンマ及び油圧式バイプロハンマにより、引抜く施工に適用する。なお、敷鉄板は含まれているので、別途計上してはならない。

4-8-2-2 労務編成

バイプロハンマ工の労務編成は、次表を標準とする。

表4-52 労務編成 (人/日)

継施工の有無	土木一般世話役	とび工	普通作業員
継施工無し	1	2	1
継施工有り	1	3	1

4-8-2-3 機械編成

バイプロハンマ工の機械編成は、次表を標準とする。

表4-53 機械編成 (台/日)

環境対策	機械名	規 格	数量	摘要
環境対策 無し	電動式バイプロハンマ	60kW	1	引抜き長 25m以下
	クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(2014年規制) 50~55 t 吊	1	
低振動 対策	油圧式バイプロハンマ	油圧式・可変超高周波型 排出ガス対策型(第3次基準値) 最大起振力 473kN・242kW	1	
	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 25 t 吊	1	

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

6-4-3 形鋼

(1) 適用

工事用仮栈橋に使用する、形鋼の材料費の算出(運搬費を含む)に適用する。

(2) 種別

形鋼の種別は、次表を標準とする。

形鋼の種別

種 別	形状寸法 (mm)	主たる用途等
等 辺 山 形 鋼	75×75×9	高欄部材
等 辺 山 形 鋼	100×100×10	綾構・斜材
み ぞ 形 鋼	200×80×7.5	綾構・水平継材
み ぞ 形 鋼	300×90×9	横桁
み ぞ 形 鋼	380×100×10.5	地覆部材、受桁

なお、上表以外の鋼材を使用する場合は、本基準第3編材料費「5. 仮設材料費」により算出するものとする。

6-4-4 土中等打込み用H形鋼

(1) 適用

工事用仮栈橋に使用する、土中等打込み用H形鋼の材料費の算出に適用し、種別や算出方法については、本編4-2-2によるものとする。

6-5 クレーン機種及び規格選定

工事用仮栈橋の施工にあたって、クレーン機種及び規格は、次表を標準とする。

表6-1 クレーン機種等の選定

作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
直 接 基 礎 形 式	ラフテレーンクレーン	25 t 吊	台	1	
	油圧伸縮ジブ型	～			
	排出ガス対策型(第2次基準値)	50 t 吊			
杭 基 礎 形 式	クローラクレーン	40 t 吊	台	1	
	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型	～			
	排出ガス対策型(第3次基準値)	200 t 吊			

(注1) ラフテレーンクレーン 45 t 吊を選定した場合は、第1次基準値とする。

(注2) 現場条件により上表により難しい場合は、現場条件に適合した機種とするものとする。

(注3) 杭橋脚打込み・引抜きについては表6-12及び表6-13によるものとする。

(注4) ダウンザホールハンマによる杭橋脚の施工については表6-19によるものとする。

改 定

6-4-3 形鋼

(1) 適用

工事用仮栈橋に使用する、形鋼の材料費の算出(運搬費を含む)に適用する。

(2) 種別

形鋼の種別は、次表を標準とする。

形鋼の種別

種 別	形状寸法 (mm)	主たる用途等
等 辺 山 形 鋼	75×75×9	高欄部材
等 辺 山 形 鋼	100×100×10	綾構・斜材
み ぞ 形 鋼	200×80×7.5	綾構・水平継材
み ぞ 形 鋼	300×90×9	横桁
み ぞ 形 鋼	380×100×10.5	地覆部材、受桁

なお、上表以外の鋼材を使用する場合は、本基準第3編材料費「5. 仮設材料費」により算出するものとする。

6-4-4 土中等打込み用H形鋼

(1) 適用

工事用仮栈橋に使用する、土中等打込み用H形鋼の材料費の算出に適用し、種別や算出方法については、本編4-2-2によるものとする。

6-5 クレーン機種及び規格選定

工事用仮栈橋の施工にあたって、クレーン機種及び規格は、次表を標準とする。

表6-1 クレーン機種等の選定

作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
直 接 基 礎 形 式	ラフテレーンクレーン	25 t 吊	台	1	
	油圧伸縮ジブ型	～			
	排出ガス対策型(2014年規制)	50 t 吊			
杭 基 礎 形 式	クローラクレーン	50 t 吊	台	1	
	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型	～			
	排出ガス対策型(2014年規制)	200 t 吊			

(注1) ラフテレーンクレーン 45 t 吊を選定した場合は、第1次基準値とし、35 t 吊を選択した場合は、2011年規制とする。

(注2) 現場条件により上表により難しい場合は、現場条件に適合した機種とするものとする。

(注3) 杭橋脚打込み・引抜きについては表6-12及び表6-13によるものとする。

(注4) ダウンザホールハンマによる杭橋脚の施工については表6-19によるものとする。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

6-7 工事用仮橋 下部工設置・撤去

橋脚高24m以下の工事用仮橋の下部工設置・撤去に要する費用の算出に適用する。

なお、下部工の構造区分については、本編6-3(2)に示す図-1構造区分図によるものとする。

6-7-1 下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)

(1) 施工歩掛

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)の設置・撤去の施工歩掛は、次表を標準とする。

表6-8 施工歩掛 (1t当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
橋りょう世話役		人日	0.17	0.11	
橋りょう特殊工		人日	0.42	0.30	
溶接工		人日	0.11	0.10	
普通作業員		人日	0.26	0.14	
クレーン運転	○○t吊	台日	0.15	0.07	

(注1)本歩掛には、橋脚、受桁及び綾構の設置に伴う本締めを含む。

(注2)設置・撤去の対象質量は、設置・撤去すべき橋脚、受桁及び綾構の質量で、ボルトの質量は含まない。

(注3)クレーンの機種及び規格については、本編6-5による。

(2) 下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)における日当り標準施工量

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)の日当り標準施工量は次表のとおりとし、施工条件、施工方法等を十分考慮のうえ適用すること。

日当り標準施工量 (1日当り)

設置	撤去	摘要
8 t	10 t	橋脚、枕、ブラケット、つなぎ材等の質量

(3) 諸雑費

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)の諸雑費には、電力に関する経費、電気溶接機(エンジン付)、ガス切断機、酸素、アセチレン、ホース、ドリフトピン、仮締ボルト、インパクトレンチ、トルクレンチ等の費用が含まれる。なお、諸雑費は、橋脚、受桁及び綾構の設置又は撤去に要する人件費の合計額に、次表の率を乗じた金額を計上する。

表6-9 諸雑费率

項 目	設 置	撤 去
諸雑费率(%)	6	1

(4) ボルトの材料費

ボルトの材料費は、下部工(橋脚、受桁及び綾構)の設置に使用するボルトの必要総数量を算出し、総額を計上する。

改 定

6-7 工事用仮橋 下部工設置・撤去

橋脚高24m以下の工事用仮橋の下部工設置・撤去に要する費用の算出に適用する。

なお、下部工の構造区分については、本編6-3(2)に示す図-1構造区分図によるものとする。

6-7-1 下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)

(1) 施工歩掛

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)の設置・撤去の施工歩掛は、次表を標準とする。

表6-8 施工歩掛 (1t当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
橋りょう世話役		人日	0.17	0.11	
橋りょう特殊工		人日	0.42	0.30	
溶接工		人日	0.11	0.10	
普通作業員		人日	0.26	0.14	
クレーン運転	○○t吊	台日	0.15	0.07	

(注1)本歩掛には、橋脚、受桁及び綾構の設置に伴う本締めを含む。

(注2)設置・撤去の対象質量は、設置・撤去すべき橋脚、受桁及び綾構の質量で、ボルトの質量は含まない。

(注3)クレーンの機種及び規格については、本編6-5による。

(2) 下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)における日当り標準施工量

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)の日当り標準施工量は次表のとおりとし、施工条件、施工方法等を十分考慮のうえ適用すること。

日当り標準施工量 (1日当り)

設置	撤去	摘要
8 t	10 t	対象重量は、橋脚、枕、ブラケット、つなぎ材等の質量で、高力ボルトの質量は含まない

(3) 諸雑費

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工)の諸雑費には、電力に関する経費、電気溶接機(エンジン付)、ガス切断機、酸素、アセチレン、ホース、ドリフトピン、仮締ボルト、インパクトレンチ、トルクレンチ等の費用が含まれる。なお、諸雑費は、橋脚、受桁及び綾構の設置又は撤去に要する人件費の合計額に、次表の率を乗じた金額を計上する。

表6-9 諸雑费率

項 目	設 置	撤 去
諸雑费率(%)	6	1

(4) ボルトの材料費

ボルトの材料費は、下部工(橋脚、受桁及び綾構)の設置に使用するボルトの必要総数量を算出し、総額を計上する。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

(5) 代価表

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工有)の代価表は、次表を標準とする。

代価表 (1t当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
橋りょう世話役		人日			表6-8
橋りょう特殊工		人日			表6-8
溶接工		人日			表6-8
普通作業員		人日			表6-8
クレーン運転	表6-1	台日			表6-8、注1
諸雑費		式	1	1	表6-9
ボルト		式			本編6-7-1(4)

(注1) ラフテレーンクレーンは賃料とし、賃料単価に運転労務費及び燃料費を含む。なお、クローラクレーンは損料とし、機-3によるものとする。

6-7-2 下部工(杭基礎形式 継施工無)

(1) 施工歩掛

下部工(杭基礎形式 継施工無)の設置・撤去の施工歩掛は、次表を標準とする。

表6-10 施工歩掛 (1t当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
橋りょう世話役		人日	0.21	0.074	
橋りょう特殊工		人日	0.49	0.19	
溶接工		人日	0.18	0.052	
普通作業員		人日	0.13	0.027	
クレーン運転	〇〇t吊	台日	0.17	0.085	

(注1) 本歩掛には、受桁及び綾構の設置に伴う本締めを含む。

(注2) 設置・撤去の対象質量は、設置・撤去すべき受桁及び綾構の質量で、ボルトの質量は含まない。

(注3) クレーンの機種及び規格については、本編6-5による。

(2) 下部工(杭基礎形式 継施工無)における日当り標準施工量

下部工(杭基礎形式 継施工無)の日当り標準施工量は次表のとおりとし、施工条件、施工方法を十分考慮のうえ適用すること。

日当り標準施工量 (1日当り)

設置	撤去	摘要
7t	12t	枕、ブラケット、つなぎ材等の質量

改 定

(5) 代価表

下部工(直接基礎形式、杭基礎形式 継施工有)の代価表は、次表を標準とする。

代価表 (1t当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
橋りょう世話役		人日			表6-8
橋りょう特殊工		人日			表6-8
溶接工		人日			表6-8
普通作業員		人日			表6-8
クレーン運転	表6-1	台日			表6-8、注1
諸雑費		式	1	1	表6-9
ボルト		式			本編6-7-1(4)

(注1) ラフテレーンクレーンは賃料とし、賃料単価に運転労務費及び燃料費を含む。なお、クローラクレーンは損料とし、機-3によるものとする。

6-7-2 下部工(杭基礎形式 継施工無)

(1) 施工歩掛

下部工(杭基礎形式 継施工無)の設置・撤去の施工歩掛は、次表を標準とする。

表6-10 施工歩掛 (1t当り)

名 称	規 格	単 位	数 量		摘 要
			設置	撤去	
橋りょう世話役		人日	0.21	0.074	
橋りょう特殊工		人日	0.49	0.19	
溶接工		人日	0.18	0.052	
普通作業員		人日	0.13	0.027	
クレーン運転	〇〇t吊	台日	0.17	0.085	

(注1) 本歩掛には、受桁及び綾構の設置に伴う本締めを含む。

(注2) 設置・撤去の対象質量は、設置・撤去すべき受桁及び綾構の質量で、ボルトの質量は含まない。

(注3) クレーンの機種及び規格については、本編6-5による。

(2) 下部工(杭基礎形式 継施工無)における日当り標準施工量

下部工(杭基礎形式 継施工無)の日当り標準施工量は次表のとおりとし、施工条件、施工方法を十分考慮のうえ適用すること。

日当り標準施工量 (1日当り)

設置	撤去	摘要
7t	12t	対象重量は、枕、ブラケット、つなぎ材等の質量で、高力ボルト及び杭の質量は含まない



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

6-8 工事用仮栈橋 杭橋脚打込み・引抜き

(1) 適用範囲

工事用仮栈橋の杭橋脚(H形鋼)の種類、打込長、対象地盤条件等に応じた杭橋脚の打込み又は引抜きに要する費用の算出に適用する。

(2) 機種の選定

適用する機種は、電動式パイプロハンマとし、次表を標準とする。

なお、機種の選定にあたり、対象地盤の最大地盤N値が50以上の場合は、下記の換算式により、換算N値を算出し適用するものとする。

【換算式】換算N値=1,500/落下50回当り貫入量(cm)

機種選定及び適用範囲

区分	H鋼 種別	最大地盤N値			
		Nmax<50		50≤Nmax≤80	
		打込長 引抜長 (L)	機 械 名	打込長 引抜長 (L)	機 械 名
打込み	300	L≤20m	電動式パイプロハンマ	L≤24m	電動式パイプロハンマ ウォータジェット併用
	350	L≤25m		L≤25m	
	400	L≤25m		L≤25m	
引抜き	300	L≤25m	電動式パイプロハンマ		
	350				
	400				

(3) 機械編成

工事用仮栈橋 杭橋脚打込み・引抜きにおける機械編成は、次表を標準とする。

表6-12 機械編成(打込み)

施工方法		パイプロハンマ施工	ウォータジェット併用施工
最大地盤N値		Nmax<50	50≤Nmax≤80
電 動 式 パイプロハンマ	打 込 長	20m以下	60kW×1台
	25m以下	90kW×1台	
杭 打 用 ウォータジェット		—	エンジン式・排出ガス対策型(第1次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐量325L/min×2台 (14.7MPa、325L/min×1台) (注1)
クローラクレーン		油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 40~200t吊×1台	

(注1) 杭打ち用ウォータジェット( )内は、Nmax<50で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用する必要がある生じた場合に計上するものとする。

(注2) クレーンの吊上げ能力については、現場条件に適合した規格を選定すること。

ただし、現場条件により上表により難しい場合は、現場条件に適合した機種とすることができる。

改 定

6-8 工事用仮栈橋 杭橋脚打込み・引抜き

(1) 適用範囲

工事用仮栈橋の杭橋脚(H形鋼)の種類、打込長、対象地盤条件等に応じた杭橋脚の打込み又は引抜きに要する費用の算出に適用する。

(2) 機種の選定

適用する機種は、電動式パイプロハンマとし、次表を標準とする。

なお、機種の選定にあたり、対象地盤の最大地盤N値が50以上の場合は、下記の換算式により、換算N値を算出し適用するものとする。

【換算式】換算N値=1,500/落下50回当り貫入量(cm)

機種選定及び適用範囲

区分	H鋼 種別	最大地盤N値			
		Nmax<50		50≤Nmax≤80	
		打込長 引抜長 (L)	機 械 名	打込長 引抜長 (L)	機 械 名
打込み	300	L≤20m	電動式パイプロハンマ	L≤24m	電動式パイプロハンマ ウォータジェット併用
	350	L≤25m		L≤25m	
	400	L≤25m		L≤25m	
引抜き	300	L≤25m	電動式パイプロハンマ		
	350				
	400				

(3) 機械編成

工事用仮栈橋 杭橋脚打込み・引抜きにおける機械編成は、次表を標準とする。

表6-12 機械編成(打込み)

施工方法		パイプロハンマ施工	ウォータジェット併用施工
最大地盤N値		Nmax<50	50≤Nmax≤80
電 動 式 パイプロハンマ	打 込 長	20m以下	60kW×1台
	25m以下	90kW×1台	
杭 打 用 ウォータジェット		—	エンジン式・排出ガス対策型(第3次基準値) ポンプ圧力14.7MPa、吐量325L/min×2台 (14.7MPa、325L/min×1台) (注1)
クローラクレーン		油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(2014年規制) 50~200t吊×1台	

(注1) 杭打ち用ウォータジェット( )内は、Nmax<50で、転石等により、やむを得ず杭打ち用ウォータジェットを使用する必要がある生じた場合に計上するものとする。

(注2) クレーンの吊上げ能力については、現場条件に適合した規格を選定すること。

ただし、現場条件により上表により難しい場合は、現場条件に適合した機種とすることができる。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

改 定

表6-13 機械編成(引抜き)

機械名	規 格	単位	数量	摘要
電動式バイプロハンマ	60kW	台	1	引抜長25m以下
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 40~200t吊×1台	台	1	

(注1) クレーンの吊上げ能力については、現場条件に適合した規格を選定すること。

ただし、現場条件により上表により難い場合は、現場条件に適合した機種とすることができる。

(4) 労務編成

工事用仮栈橋 杭橋脚打込み・引抜きにおける労務編成は、次表を標準とする。

表6-14 労務編成(打込み・引抜き)

施工区分	単位	土木一般世話役	とび工	普通作業員	特殊作業員
バイプロハンマ施工	人	1	2	1	—
ウォータージェット併用施工		1	2	1	1

表6-13 機械編成(引抜き)

機械名	規 格	単位	数量	摘要
電動式バイプロハンマ	60kW	台	1	引抜長25m以下
クローラクレーン	油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型 排出ガス対策型(2014年規制) 50~200t吊×1台	台	1	

(注1) クレーンの吊上げ能力については、現場条件に適合した規格を選定すること。

ただし、現場条件により上表により難い場合は、現場条件に適合した機種とすることができる。

(4) 労務編成

工事用仮栈橋 杭橋脚打込み・引抜きにおける労務編成は、次表を標準とする。

表6-14 労務編成(打込み・引抜き)

施工区分	単位	土木一般世話役	とび工	普通作業員	特殊作業員
バイプロハンマ施工	人	1	2	1	—
ウォータージェット併用施工		1	2	1	1

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

(4) 代価表

工事用道路(砂利道)の維持補修の代価表は、次表を標準とする。

代価表 (m<sup>2</sup>・月当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
材料費(補修材)	砂利・砕石等	m <sup>3</sup>		表7-1(N1)
モータグレーダ運転	本編7-2(2)	台日		表7-1(N2)、機-3
散水車運転	本編7-2(2)	台日		表7-1(N3)、機-3
普通作業員		人日		表7-1(N4)
雑品		式	1	上記合計額の2%

7-3 工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修費

(1) 適用範囲

当該受注者が施工した工事用道路(アスファルト舗装)を、同受注者が工事用道路として利用する場合の維持補修費の算出に適用する。なお、次の条件の場合は、必要な維持補修費を別途考慮する。

- ①長期間(24ヶ月を超える)工事用道路の維持補修が必要な場合
- ②他の受注者が施工した工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修を必要とする場合

(2) 適用機械

工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修費における適用機械は、次表を標準とする。

表7-2 適用機械

名称	規格	摘要
アスファルトフィニッシャー	2.4~5.0m・排出ガス対策型(第2次基準値)	
マカダムローラ	10~12t・排出ガス対策型	
タイヤローラ	8~20t・排出ガス対策型	

(3) 費用の算定

①工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修費は、舗装の工種、施工後の経年、通行台数等の諸条件を考慮のうえ、下表に示す補修費の率を用いて維持補修費を計上する。

表7-3 補修費の率(α)

使用期間 1車線当り交通量	使用月数・1車線当り交通量に対する補修費の率(α)			
	6ヶ月未満	6ヶ月~12ヶ月	12ヶ月~18ヶ月	18ヶ月~24ヶ月
200台/日以下	8%	11%	15%	18%
200~500台/日	10%	14%	20%	24%
500~750台/日	13%	18%	25%	30%
750台/日を超える	13%	21%	30%	36%

②アスファルト合材の1m<sup>2</sup>当たりの数量(P)は、次式によることを標準とする。

$$P = \text{仕上り厚さ}(cm) / 100 \times 2.3 (t/m^2) \times 1.06 (\text{ロス率})$$

③プライムコートの1m<sup>2</sup>当たりの数量は、0.816Lを標準とする。

改 定

(4) 代価表

工事用道路(砂利道)の維持補修の代価表は、次表を標準とする。

代価表 (m<sup>2</sup>・月当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
材料費(補修材)	砂利・砕石等	m <sup>3</sup>		表7-1(N1)
モータグレーダ運転	本編7-2(2)	台日		表7-1(N2)、機-3
散水車運転	本編7-2(2)	台日		表7-1(N3)、機-3
普通作業員		人日		表7-1(N4)
雑品		式	1	上記合計額の2%

7-3 工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修費

(1) 適用範囲

当該受注者が施工した工事用道路(アスファルト舗装)を、同受注者が工事用道路として利用する場合の維持補修費の算出に適用する。なお、次の条件の場合は、必要な維持補修費を別途考慮する。

- ①長期間(24ヶ月を超える)工事用道路の維持補修が必要な場合
- ②他の受注者が施工した工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修を必要とする場合

(2) 適用機械

工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修費における適用機械は、次表を標準とする。

表7-2 適用機械

名称	規格	摘要
アスファルトフィニッシャー	2.4~5.0m・排出ガス対策型(第2次基準値)	
マカダムローラ	10~12t・排出ガス対策型	
タイヤローラ	8~20t・排出ガス対策型	

(3) 費用の算定

①工事用道路(アスファルト舗装)の維持補修費は、舗装の工種、施工後の経年、通行台数等の諸条件を考慮のうえ、下表に示す補修費の率を用いて維持補修費を計上する。

表7-3 補修費の率(α)

使用期間 1車線当り交通量	使用月数・1車線当り交通量に対する補修費の率(α)			
	6ヶ月未満	6ヶ月~12ヶ月	12ヶ月~18ヶ月	18ヶ月~24ヶ月
200台/日以下	8%	11%	15%	18%
200~500台/日	10%	14%	20%	24%
500~750台/日	13%	18%	25%	30%
750台/日を超える	13%	21%	30%	36%

注) 工事用道路使用月数の算出は、本基準第3編6.に示す雨休率を考慮した期間とする。

②アスファルト合材の1m<sup>2</sup>当たりの数量(P)は、次式によることを標準とする。

$$P = \text{仕上り厚さ}(cm) / 100 \times 2.3 (t/m^2) \times 1.06 (\text{ロス率})$$

③プライムコートの1m<sup>2</sup>当たりの数量は、0.816Lを標準とする。



現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第7編</p> <p style="text-align: center;">土工</p> <p>1. 適用..... 7-1</p> <p>2. 価格の構成..... 7-1</p> <p>3. 土質区分..... 7-3</p> <p>4. 土量換算率及び地山単位体積質量..... 7-5</p> <p>5. 土工機械の選定..... 7-7</p> <p>6. 各種機械の作業能力の基本..... 7-8</p> <p>7. 適用機種..... 7-9</p> <p>8. ブルドーザ工掘削能力..... 7-9</p> <p>9. ショベル系掘削機能力..... 7-12</p> <p>10. 油圧リッパ能力..... 7-18</p> <p>11. ハツバ工..... 7-20</p> <p>12. ダンプトラック能力..... 7-27</p> <p>13. 敷均し能力..... 7-32</p> <p>14. 締固め能力..... 7-34</p> <p>15. 表土削取り..... 7-44</p> <p>16. 段切り、のり面仕上げ、土工施工基面の整形費..... 7-46</p> <p>17. 転石及び大玉石の小割..... 7-48</p> <p>18. ハツバ防護柵..... 7-49</p> <p>19. 特小規模の工事..... 7-49</p>	<p style="text-align: center;">第7編</p> <p style="text-align: center;">土工</p> <p><u>1. 適用..... 7-1</u></p> <p><u>2. 価格の構成..... 7-1</u></p> <p><u>3. 土質区分..... 7-3</u></p> <p><u>4. 土量換算率及び地山単位体積質量..... 7-5</u></p> <p><u>5. 土工機械の選定..... 7-7</u></p> <p><u>6. 各種機械の作業能力の基本..... 7-8</u></p> <p><u>7. 適用機種..... 7-9</u></p> <p><u>8. ブルドーザ工掘削能力..... 7-9</u></p> <p><u>9. ショベル系掘削機能力..... 7-12</u></p> <p><u>10. 油圧リッパ能力..... 7-18</u></p> <p><u>11. ハツバ工..... 7-20</u></p> <p><u>12. ダンプトラック能力..... 7-27</u></p> <p><u>13. 敷均し能力..... 7-31</u></p> <p><u>14. 締固め能力..... 7-33</u></p> <p><u>15. 土工代価表..... 7-35</u></p> <p><u>16. 表土削取り..... 7-43</u></p> <p><u>17. 段切り、のり面仕上げ、土工施工基面の整形費..... 7-45</u></p> <p><u>18. 転石及び大玉石の小割..... 7-48</u></p> <p><u>19. ハツバ防護柵..... 7-49</u></p> <p><u>20. 特小規模の工事..... 7-49</u></p>

現 行

17. 段切り、のり面仕上げ、土工施工基面の整形費

17-1 段切り

急勾配の地盤上に盛土を施す場合は、段切りを施工しなければならない。これに要する費用は本基準第2編による。

17-2 のり面仕上げ

(5) 切土部ののり面仕上げは、道路掘削等による機械施工のあら仕上げ後ののり面、ランドスケープ及び小段等の整形の費用とする。

切土部ののり面仕上げは、原則として、ブロック積工を施工する切土のり面を除きすべて計上する。

表16-1 切土のり面仕上げ施工歩掛 (1㎡当り)

名称	規格	単位	数量			摘要
			土砂	軟岩	硬岩	
バックホウ運転	0.6㎡ 7h	台h	1/25	1/20	1/11	機-1
大型ブレーカー 運転	BM0.6級バックホウ及び800kg級ブレーカー	台h	—	—	1/11	機-1
チゼル		個	—	—	0.0001	
土木一般世話役		人日	0.006	0.008	0.013	
普通作業員		人日	0.014	0.020	—	補助土工

表16-2 切土のり面仕上げ1㎡当り代価表

名称	規格	単位	数量	摘要
バックホウ運転	0.6㎡	台h		表16-1 機-1
大型ブレーカー 運転	BM0.6級バックホウ及び800kg級ブレーカー	台h		表16-1 機-1
チゼル		個		表16-1
土木一般世話役		人日		表16-1
普通作業員		人日		表16-1

(6) 盛土部のり面仕上げ及び締固め

1) 適用範囲

盛土のり面仕上げの積算は、標準単価方式によるものとする。

盛土部のり面仕上げは、ブルドーザ、バックホウ、人力等で施工する盛土のり面の整形の費用とする。

改 定

17. 段切り、のり面仕上げ、土工施工基面の整形費

17-1 段切り

急勾配の地盤上に盛土を施す場合は、段切りを施工しなければならない。これに要する費用は本基準第2編による。

17-2 のり面仕上げ

(1) 切土部のり面仕上げ

切土部のり面仕上げは、道路掘削等による機械施工のあら仕上げ後ののり面、ランドスケープ及び小段等の整形の費用とする。また、切土部のり面仕上げは、原則として、ブロック積工を施工する切土のり面を除きすべて計上する。

(イ) 切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩)

1) 適用範囲

切土部のり面仕上げを行う土質が土砂・軟岩の場合に適用し、積算は、標準単価方式によるものとする。

2) 条件区分

切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩)の標準単価における条件区分は、下表を標準とする。

表17-1 切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩) 積算条件区分一覧 (単位:㎡)

切土部のり面の土質の種類
土砂
軟岩

(注) 1. 上表は、切土のり面の表層部を削取りながらのり面整形の他、土羽土の現場内小運搬(20m程度)等その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。

3) 積算上の機械・労務・材料規格及び施工時間帯区分

切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩)の標準単価で使用されている機械・労務・材料の代表的な規格は下表のとおり。

表17-2 切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩) 代表機材規格一覧

代表機材規格		備考
機械	バックホウ(クローラ型)	賃料
	[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型 (第3次基準値)]山積0.8㎡(平積0.6㎡)	
労務	普通作業員	
	運転手(特殊)	
	土木一般世話役	
材料	軽油	

また、切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩)の標準単価における施工時間帯区分は下表のとおりとする。

表17-3 切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩) 施工時間帯区分一覧

工種	施工時間帯区分(注1)
切土部のり面仕上げ	昼間

(注) 1. 施工時間帯区分における昼間とは、通常の施工時間(6時~20時)のうち、実働時間(準備・後片付け含む)が8時間の標準単価をいう。

現 行

改 定

追 加

4) 日当り標準施工量

切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩)の日当り標準施工量は、下表を標準とする。

表 17-4 切土部のり面仕上げ(土砂・軟岩) 日当り標準施工量

切土部のり面の土質の種類	日当り標準施工量
土砂	140 m <sup>2</sup> /日
軟岩	120 m <sup>2</sup> /日

(ロ) 切土部のり面仕上げ(硬岩)

1) 適用範囲

切土部のり面仕上げを行う土質が硬岩の場合に適用する。

2) 適用機械

切土部のり面仕上げ(硬岩)の適用機械は、次表を標準とする。

表 17-5 切土部のり面仕上げ(硬岩) 適用機械

名 称	規 格	台数
バックホウ	バックホウ(クローラ型)山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 排出ガス対策型(第2次基準値)	2台
大型ブレーカー	800kg級	1台

3) 施工歩掛

切土部のり面仕上げ(硬岩)の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 17-6 切土部のり面仕上げ(硬岩) 施工歩掛 (1 m<sup>2</sup>当り)

名称	単位	数量	摘要
		硬岩	
バックホウ	台h	1/11	
大型ブレーカー	台h	1/11	
チゼール	個	0.0001	
土木一般世話役	人日	0.013	

4) 日当り標準施工量

切土部のり面仕上げ(硬岩)の日当り標準施工量は77m<sup>2</sup>/日とし、施工条件、施工方法等を十分考慮のうえ適用すること。

5) 代価表

切土部のり面仕上げ(硬岩)の代価表は、次表を標準とする。

切土部のり面仕上げ(硬岩) 代価表 (1 m<sup>2</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
バックホウ運転	表 17-5	台h		表 17-6、機-1
大型ブレーカー損料	表 17-5	台h		表 17-6
チゼール		個		表 17-6
土木一般世話役		人日		表 17-6

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第8編</p> <p style="text-align: center;">構造物掘削工</p> <p>1. 適用..... 8-1</p> <p>2. 価格の構成..... 8-1</p> <p>3. 土質分類..... 8-1</p> <p>4. 単価項目の区分..... 8-2</p> <p>5. 裏込め及び埋戻し..... 8-2</p> <p>6. 適用機種区分..... 8-5</p> <p>7. 一般規模機械構造物掘削..... 8-8</p> <p>8. 小規模機械構造物掘削..... 8-15</p> <p>9. 人力による構造物掘削..... 8-23</p> <p>10. 水替え..... 8-33</p> <p>11. 構造物基礎材..... 8-34</p>	

現 行

改 定

8. 小規模機械構造物掘削

8-1 適用

小規模機械構造物掘削は、排水構造物及び小擁壁等の構造物の施工に必要な掘削で、小型掘削機による施工が可能な範囲の掘削に適用する。

8-2 掘削、積込みまたは仮置

(1) 通常の場合、掘削、積込み機種は、0.35m<sup>3</sup>油圧式クローラ型バックホウで行うものとするが、断面が小さくても中央分離帯の地下排水工のように大量に連続している場合で機械掘削が考えられる箇所については、0.2m<sup>3</sup>のもので算出する。

(2) 小型掘削機による構造物掘削の場合、掘削、積込み、床付け及び掘削補助土工は、次表を標準として算出する。

表8-1 小規模機械構造物掘削施工歩掛 (1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	土砂 I	土砂 II	土砂 III	軟岩 A・B	軟岩 C	軟岩 D	硬岩 A・B・C	摘要
バックホウ運転	0.2m <sup>3</sup> 級バックホウ	台h	1/4.4	1/4.4	1/4.4	1/4.1	1/4.1	1/4.1	1/2.7	陸上掘削
		台h	1/4.4	1/4.4	1/4.4	1/4.1	1/4.1	1/4.1	1/2.7	水中掘削
	0.35m <sup>3</sup> 級バックホウ	台h	1/30	1/20	1/19	1/17	1/17	1/17	1/12	陸上掘削
		台h	1/24	1/16	1/15	1/14	1/14	1/14	1/9.8	水中掘削
	0.30m <sup>3</sup> 級クラムシェル	台h	1/14	1/8.2	1/8.0	1/6.6	1/6.6	1/6.6	1/4.6	陸上掘削
		台h	1/11	1/6.6	1/6.4	1/5.3	1/5.3	1/5.3	1/3.7	水中掘削
普通作業員(補助土工)		人日	0.030	0.030	0.030	0.020	0.020	0.020	0.020	
普通作業員(水替)		人日	0.004(水中掘削の場合のみ)							本編10.水替えにより算出

注1) 杭頭面以下の掘削は、本編6-1(3)によるものとする。

この場合の作業能力は、上表の0.2m<sup>3</sup>または0.35m<sup>3</sup>バックホウの作業能力とする。

(3) 小型掘削機による構造物掘削の場合、埋戻しは、次表を標準として算出する。

表8-2 埋戻し施工歩掛(用排水溝のような場合) (1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	土砂 I	土砂 II	土砂 III	軟岩 A・B	軟岩 C	軟岩 D	硬岩 A・B・C	摘要
普通作業員(埋戻し)		人日	0.04	0.04	0.06	0.07	0.07	0.07	0.09	
バックホウ運転	本編8-2(1)による。	台h	0.10						0.2m <sup>3</sup>	
			0.06						0.35m <sup>3</sup>	
普通作業員(締固め)		人日	0.03							
タンバ運転	60~80kg	台日	0.03							

8. 小規模機械構造物掘削

8-1 適用

小規模機械構造物掘削は、排水構造物及び小擁壁等の構造物の施工に必要な掘削で、小型掘削機による施工が可能な範囲の掘削に適用する。

8-2 掘削、積込みまたは仮置

(1) 通常の場合、掘削、積込み機種は、0.35m<sup>3</sup>油圧式クローラ型バックホウで行うものとするが、断面が小さくても中央分離帯の地下排水工のように大量に連続している場合で機械掘削が考えられる箇所については、0.2m<sup>3</sup>のもので算出する。

(2) 小型掘削機による構造物掘削の場合、掘削、積込み、床付け及び掘削補助土工は、次表を標準として算出する。

表8-1 小規模機械構造物掘削施工歩掛 (1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	土砂 I	土砂 II	土砂 III	軟岩 A・B	軟岩 C	軟岩 D	硬岩 A・B・C	摘要
バックホウ運転	0.2m <sup>3</sup> 級バックホウ	台h	1/4.4	1/4.4	1/4.4	1/4.1	1/4.1	1/4.1	1/2.7	陸上掘削
		台h	1/4.4	1/4.4	1/4.4	1/4.1	1/4.1	1/4.1	1/2.7	水中掘削
	0.35m <sup>3</sup> 級バックホウ	台h	1/30	1/20	1/19	1/17	1/17	1/17	1/12	陸上掘削
		台h	1/24	1/16	1/15	1/14	1/14	1/14	1/9.8	水中掘削
	0.30m <sup>3</sup> 級クラムシェル	台h	1/14	1/8.2	1/8.0	1/6.6	1/6.6	1/6.6	1/4.6	陸上掘削
		台h	1/11	1/6.6	1/6.4	1/5.3	1/5.3	1/5.3	1/3.7	水中掘削
普通作業員(補助土工)		人日	0.030	0.030	0.030	0.020	0.020	0.020	0.020	
普通作業員(水替)		人日	0.004(水中掘削の場合のみ)							本編10.水替えにより算出

注1) 杭頭面以下の掘削は、本編6-1(3)によるものとする。

この場合の作業能力は、上表の0.2m<sup>3</sup>または0.35m<sup>3</sup>バックホウの作業能力とする。

(3) 小型掘削機による構造物掘削の場合、埋戻しは、次表を標準として算出する。

表8-2 埋戻し施工歩掛(用排水溝のような場合) (1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	土砂 I	土砂 II	土砂 III	軟岩 A・B	軟岩 C	軟岩 D	硬岩 A・B・C	摘要
普通作業員(埋戻し)		人日	0.04	0.04	0.06	0.07	0.07	0.07	0.09	
バックホウ運転	本編8-2(1)による。	台h	0.10						0.2m <sup>3</sup>	
			0.06						0.35m <sup>3</sup>	
タンバ締固め	タンバ及びランマ質量60~80kg	m <sup>3</sup>	標準単価						本編8-2(3)イ)	

現 行

改 定

表8-3 埋戻し施工歩掛(用排水管のような場合) (1m³当り)

名称	規格	単位	土質							摘要
			土砂 I	土砂 II	土砂 III	軟岩 A・B	軟岩 C	軟岩 D	硬岩 A・B・C	
湿地ブルドーザ運	13 t	台 h	1/64							
普通作業員		人日	0.052							
振動ローラ	ハンドガク式 1 t	台 h	1/19							
普通作業員		人 h	1/19							

(4) 砕岩

- 1) 軟岩及び硬岩は、原則として大型ブレーカによる砕岩を行う。  
大型ブレーカによる掘削歩掛は、次表を標準として算出する。

表8-4 大型ブレーカ掘削施工歩掛 (10m³当り)

名称	規格	単位	土質の種類		摘要
			軟岩	硬岩	
大型ブレーカ運転	油圧式 1,300kg 級 BM0.6m³級バックホウ	台 h	1.20	2.44	機-1

2) 諸雑費

砕岩の諸雑費は、チゼルの費用とし、油圧大型ブレーカ運転費の額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表8-5 諸雑費 (%)

項目	諸雑費率		摘要
	軟岩	硬岩	
大型ブレーカ(チゼル)	6	21	

8-3 運搬

運搬能力は、本編7-4により算出する。

但し、ダンプトラックの適用機種は通常の場合、10 t 車とする。

8-4 路体部に施工する敷均し及び締固め

路体部に施工する敷均し及び締固めは、本編7-5及び7-6による。

イ) タンバ締固め

埋戻しを機械施工とする場合は、タンバ締固めとし、標準単価方式によるものとする。

1) 条件区分

- ①タンバによる締固め等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。  
②単位は締固め後の土量(m³)とする。

2) 積算上の機械・労務・材料規格

タンバ締固めの標準単価で使用されている労務・材料の代表的な規格は下表のとおり。

タンバ締固め 代表機材規格一覧

土質区分	項目	代表機材規格	備考
土砂Ⅰ	機械	タンバ及びランマ 質量60~80kg	賃料
土砂Ⅱ			
土砂Ⅲ	労務	特殊作業員	
軟岩		普通作業員	
硬岩	材料	ガソリン	

3) 施工時間帯区分

タンバ締固めの標準単価における施工時間帯区分は下表のとおり。

工程	施工時間帯区分(注1)
タンバ締固め	昼間

(注1) 施工時間帯における昼間とは、通常の施工時間(6時~20時)のうち、実働時間(準備・後片付け含む)が8時間の標準単価をいう。

4) 日当り標準施工量

タンバ締固めの日当り標準施工量は、36m³/日を標準とする。

表8-3 埋戻し施工歩掛(用排水管のような場合) (1m³当り)

名称	規格	単位	土質							摘要
			土砂 I	土砂 II	土砂 III	軟岩 A・B	軟岩 C	軟岩 D	硬岩 A・B・C	
湿地ブルドーザ運	13 t	台 h	1/64							
普通作業員		人日	0.052							
振動ローラ	ハンドガク式 1 t	台 h	1/19							
普通作業員		人 h	1/19							

(4) 砕岩

- 1) 軟岩及び硬岩は、原則として大型ブレーカによる砕岩を行う。  
大型ブレーカによる掘削歩掛は、次表を標準として算出する。

表8-4 大型ブレーカ掘削施工歩掛 (10m³当り)

名称	規格	単位	土質の種類		摘要
			軟岩	硬岩	
大型ブレーカ運転	油圧式 1,300kg 級 BM0.6m³級バックホウ	台 h	1.20	2.44	機-1



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

改 定

8-5 代価表

(1) 現場処理(土砂)

1) 埋戻しが用排水溝のような場合 (地山1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		表8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上
普通作業員 (埋戻し)		人日		表8-2
埋戻し機械運転損料		台h		表8-2 機-1
普通作業員 (締固め)		人日		表8-2
締固め機械運転賃料		台日		表8-2 機-6

注) 水替の適用は本編10による。

2) 埋戻しが用排水管のような場合 (地山1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		本編8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上
敷均し機械運転損料		台h		表8-3 機-1
普通作業員 (敷均し補助)		人日		表8-3
締固め機械運転損料		台h		表8-3 機-2
普通作業員 (締固め)		人日		表8-3

注) 水替の適用は本編10による。

2) 諸雑費

砕岩の諸雑費は、チゼルの費用とし、油圧大型ブレーカ運転費の額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表8-5 諸雑費 (%)

項目	諸雑费率		摘要
	軟岩	硬岩	
大型ブレーカ(チゼル)	6	21	

8-3 運搬

運搬能力は、本編7-4により算出する。

但し、ダンプトラックの適用機種は通常の場合、10t車とする。

8-4 路体部に施工する敷均し及び締固め

路体部に施工する敷均し及び締固めは、本編7-5及び7-6による。

8-5 代価表

(1) 現場処理(土砂)

1) 埋戻しが用排水溝のような場合 (1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		表8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上
埋戻し		m <sup>3</sup>		表8-2

注) 水替の適用は本編10による。

2) 埋戻しが用排水管のような場合 (1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		本編8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

3) はねつけの場合

(地山1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		表8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上

注1) 水替の適用は本編10による。

(2) 現場処理(軟岩または硬岩)

1) 埋戻しが用排水溝のような場合

(地山1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		本編8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上
砕岩 (大型ブレーカ)	油圧式1,300kg級	台h		表8-4
砕岩 (大型ブレーカBM)	0.6m <sup>3</sup> 級バックホウ 低騒音型・排出ガス対策型 (第1次基準値)	台h		表8-4 機-1
諸雑費		式	1	表8-5
普通作業員 (埋戻し)		人日		表8-2
埋戻し機械運転損料		台h		表8-2 機-1
普通作業員 (締固め)		人日		表8-2
締固め機械運転賃料		台日		表8-2 機-6

注1) 水替の適用は本編10による。

改 定

名称	規格	単位	数量	摘要
敷均し機械運転損料		台h		表8-3 機-1
普通作業員 (敷均し)		人日		表8-3
締固め機械運転損料		台h		表8-3 機-1

注) 水替の適用は本編10による。

3) はねつけの場合

(1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		表8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上

注) 水替の適用は本編10による。

(2) 現場処理(軟岩または硬岩)

1) 埋戻しが用排水溝のような場合

(1m<sup>3</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
掘削機械運転損料		台h		本編8-1 機-1
普通作業員 (補助土工)		人日		表8-1
普通作業員 (水替)		人日		表8-1 本編10
雑品 (水替)		式	1	本編10 上記計の1%を計上
砕岩 (大型ブレーカ)	油圧式1,300kg級	台h		表8-4
砕岩 (大型ブレーカBM)	0.6m <sup>3</sup> 級バックホウ 低騒音型・排出ガス対策型 (第1次基準値)	台h		表8-4 機-1
諸雑費		式	1	表8-5
埋戻し		m <sup>3</sup>		表8-2

注) 水替の適用は本編10による。



現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第9編</p> <p style="text-align: center;">基礎地盤安定工</p> <p>1. 適用..... 9-1</p> <p>2. 価格の構成..... 9-2</p> <p>3. 表層排水工..... 9-3</p> <p>4. サンドコンパクションパイル工..... 9-5</p> <p>5. 粉体噴射攪拌工(DJM工法)..... 9-9</p> <p>6. スラリー攪拌工(CDM工法)..... 9-14</p> <p>7. 自走式土質改良工..... 9-19</p> <p>8. 高圧噴射攪拌工..... 9-21</p>	<p style="text-align: center;">第9編</p> <p style="text-align: center;">基礎地盤安定工</p> <p>1. 適用..... <u>9-1</u></p> <p>2. 価格の構成..... <u>9-2</u></p> <p>3. 表層排水工..... <u>9-3</u></p> <p>4. サンドコンパクションパイル工..... <u>9-5</u></p> <p>5. 粉体噴射攪拌工(DJM工法)..... <u>9-9</u></p> <p>6. スラリー攪拌工(CDM工法)..... <u>9-15</u></p> <p>7. 自走式土質改良工..... <u>9-20</u></p> <p>8. 高圧噴射攪拌工..... <u>9-22</u></p>

現 行

改 定

6. スラリー攪拌工 (CDM工法)

6-1 適用範囲

粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行うセメント及び石灰によるスラリー攪拌工 (CDM工法) の陸上施工に適用するものとする。ただし、変位低減型 (排土式) を除く。

杭径及び打設長は以下のとおりとする。なお、軸の継足しがある場合は、適用外とする。

- (1) 単軸施工：打設長 3mを超え10m以下、杭径 800mm～1,200mm
- (2) 単軸施工：打設長10mを超え30m以下、杭径1,000mm～1,600mm
- (3) 単軸施工：打設長 3mを超え27m以下、杭径1,800mm、2,000mm
- (4) 二軸施工：打設長 3mを超え40m以下、杭径1,000mm

6-2 スラリー攪拌工

6-2-1 労務編成

スラリー攪拌工の労務編成は、次表を標準とする。

表6-1 スラリー攪拌工の労務編成

名称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	1	
特殊作業員	人	2	
普通作業員	人	1	

6-2-2 機械編成

スラリー攪拌工の機械編成は、次表を標準とする。

表6-2 スラリー攪拌工の適用機種

機種	規格	単位	単軸施工			二軸施工		
			φ800mm～1,200mm	φ1,000mm～1,600mm	φ1,800mm～2,000mm	φ1,000mm		
			打設長(L) 3mを超え 10m以下	打設長(L) 10mを超え 30m以下	打設長(L) 3mを超え 27m以下	打設長(L) 3mを超え 10m以下	打設長(L) 10mを超え 20m以下	打設長(L) 20mを超え 40m以下
深層混合 処理機	単軸式 小型地盤改良機 27.4kN・m	台	1	—	—	—	—	—
	単軸式90～110kW×1	台	—	1	—	—	—	—
	単軸式90kW×2	台	—	—	1	—	—	—
	二軸式45kW×2	台	—	—	—	1	—	—
	二軸式55～60kW×2	台	—	—	—	—	1	—
二軸式90kW×2	台	—	—	—	—	—	1	
スラリー プラント (全自動)	能力10m³/h	基	1	—	—	—	—	—
	能力20m³/h	基	—	1	1	1	1	1

注1) 深層混合処理機には、施工管理計、システム管理計を含む。

注2) スラリープラントには、スクリュコンベヤ、セメントサイロ、水槽、ポンプ、アジテータ、グラウトポンプ及びスラリープラント制御盤を含む。

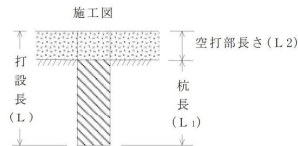


図6-1

6. スラリー攪拌工 (CDM工法)

6-1 適用範囲

粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行うセメント及び石灰によるスラリー攪拌工 (CDM工法) の陸上施工に適用するものとする。ただし、変位低減型 (排土式) を除く。

杭径及び打設長は以下のとおりとする。なお、軸の継足しがある場合は、適用外とする。

- (1) 単軸施工：打設長 3mを超え10m以下、杭径 800mm～1,200mm
- (2) 単軸施工：打設長10mを超え30m以下、杭径1,000mm～1,600mm
- (3) 単軸施工：打設長 3mを超え27m以下、杭径1,800mm、2,000mm
- (4) 二軸施工：打設長 3mを超え40m以下、杭径1,000mm

6-2 スラリー攪拌工

6-2-1 労務編成

スラリー攪拌工の労務編成は、次表を標準とする。

表6-1 スラリー攪拌工の労務編成

名称	単位	数量	摘要
土木一般世話役	人	1	
特殊作業員	人	2	
普通作業員	人	1	

6-2-2 機械編成

スラリー攪拌工の機械編成は、次表を標準とする。

表6-2 スラリー攪拌工の適用機種

機種	規格	単位	単軸施工			二軸施工		
			φ800mm～1,200mm	φ1,000mm～1,600mm	φ1,800mm～2,000mm	φ1,000mm		
			打設長(L) 3mを超え 10m以下	打設長(L) 10mを超え 30m以下	打設長(L) 3mを超え 27m以下	打設長(L) 3mを超え 10m以下	打設長(L) 10mを超え 20m以下	打設長(L) 20mを超え 40m以下
深層混合 処理機	単軸式 小型地盤改良機 27.4kN・m	台	1	—	—	—	—	—
	単軸式90kW×1	台	—	1	—	—	—	—
	単軸式90kW×2	台	—	—	1	—	—	—
	二軸式45kW×2	台	—	—	—	1	—	—
	二軸式55～60kW×2	台	—	—	—	—	1	—
二軸式90kW×2	台	—	—	—	—	—	1	
スラリー プラント (全自動)	能力10m³/h	基	1	—	—	—	—	—
	能力20m³/h	基	—	1	1	1	1	1

注1) 深層混合処理機には、施工管理計、システム管理計を含む。

注2) スラリープラントには、スクリュコンベヤ、セメントサイロ、水槽、ポンプ、アジテータ、グラウトポンプ及びスラリープラント制御盤を含む。

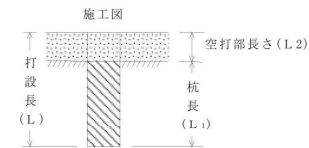


図6-1

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

打設長 L (m)		単軸施工 (杭径φ2,000mm)
7m以上	9m未満	6
9m以上	13m未満	5
13m以上	17m未満	4
17m以上	22m未満	3
22m以上	27m以下	2

表6-7 スラリ-攪拌工(二軸施工杭径φ1,000mm)の日当り標準施工量 (本/日)

打設長 L (m)		二軸施工 (杭径φ1,000mm)
3mを超え	4m未満	14
4m以上	5m未満	13
5m以上	6m未満	12
6m以上	7m未満	11
7m以上	9m未満	10
9m以上	10m未満	9
10m以上	12m未満	8
12m以上	15m未満	7
15m以上	18m未満	6
18m以上	22m未満	5
22m以上	30m未満	4
30m以上	40m以下	3

注) 施工本数は杭間の移動(敷鉄板の設置・撤去含む)、位置決め、貫入、攪拌、繰り返し、引抜きまでの一連の作業のものである。

6-2-4 諸雑費

諸雑費は、足場材(敷鉄板)賃料及び設置・撤去・移設、改良後の整地に要する費用、電力に関する経費等であり人件費、機械器具費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表6-8 諸雑費 (%)

規 格	打設長 (L) (m)	諸 雑 費 率 (%)
単軸施工 杭径φ800mm~φ1,200mm	3mを超え10m以下	21
単軸施工 杭径φ1,000mm~φ1,600mm	10mを超え30m以下	20
単軸施工 杭径φ1,800mm、2,000mm	3mを超え27m以下	31
二軸施工 杭径φ1,000mm	3mを超え40m以下	26

6-2-5 特許料

本工法は、特許工法となっているため、特許料を計上する。

6-2-6 その他

(1) 下記の条件等により攪拌翼が貫入できない場合は、バックホウ(0.6m3級)による先掘を行うものとし、別途計上する。

- ① 表層安定処理等を行った地盤
- ② 表層に転石等が多い地盤
- ③ 表層に障害物等のある地盤

改 定

打設長 L (m)		単軸施工 (杭径φ2,000mm)
7m以上	9m未満	6
9m以上	13m未満	5
13m以上	17m未満	4
17m以上	22m未満	3
22m以上	27m以下	2

表6-7 スラリ-攪拌工(二軸施工杭径φ1,000mm)の日当り標準施工量 (本/日)

打設長 L (m)		二軸施工 (杭径φ1,000mm)
3mを超え	4m未満	14
4m以上	5m未満	13
5m以上	6m未満	12
6m以上	7m未満	11
7m以上	9m未満	10
9m以上	10m未満	9
10m以上	12m未満	8
12m以上	15m未満	7
15m以上	18m未満	6
18m以上	22m未満	5
22m以上	30m未満	4
30m以上	40m以下	3

注) 施工本数は杭間の移動(敷鉄板の設置・撤去含む)、位置決め、貫入、攪拌、繰り返し、引抜きまでの一連の作業のものである。

6-2-4 諸雑費

諸雑費は、足場材(敷鉄板)賃料及び設置・撤去・移設、改良後の整地に要する費用、電力に関する経費等であり人件費、機械器具費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表6-8 諸雑費 (%)

規 格	打設長 (L) (m)	諸 雑 費 率 (%)
単軸施工 杭径φ800mm~φ1,200mm	3mを超え10m以下	20
単軸施工 杭径φ1,000mm~φ1,600mm	10mを超え30m以下	18
単軸施工 杭径φ1,800mm、2,000mm	3mを超え27m以下	31
二軸施工 杭径φ1,000mm	3mを超え40m以下	23

6-2-5 特許料

本工法は、特許工法となっているため、特許料を計上する。

6-2-6 その他

(1) 下記の条件等により攪拌翼が貫入できない場合は、バックホウ(0.6m3級)による先掘を行うものとし、別途計上する。

- ① 表層安定処理等を行った地盤
- ② 表層に転石等が多い地盤
- ③ 表層に障害物等のある地盤

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

機械名	規格	単位	杭径			摘要
			1,000 mm以上 2,000 mm以下	2,000 mmを超え 2,500 mm以下	2,500 mmを超え 3,000 mm以下	
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5 m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	台	1	—		
	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量15 m <sup>3</sup> /min 吐出圧力1.05MPa	台	—	1		
トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型 4.9 t吊	台	1		1	

注) 上表は、1セットの数量である。

(3) 三重管工法

表8-6 三重管工法の機械編成

機 種	規 格	単位	数 量		摘要
			削孔	注入	
高圧噴射攪拌用地盤改良機	掘削専用型(油圧式) 内径148 mm 11kW	台	1	—	
	三重管専用型 11kW	台	—	1	
超 高 圧 ポ ン プ	39.2MPa 14~70L/min	台	—	1	
グ ラ ウ ト ポ ン プ	横型二連複動ピストン式 吐出量200L/min	台	—	1	
	横型二連複動ピストン式 吐出量37~100L/min	台	1	—	
空 気 圧 縮 機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5 m <sup>3</sup> /min	台	—	1	
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 20 t吊	台	—	1	

注) 上表は、削孔時及び注入時ともに1セットの数量である。

改 定

機械名	規格	単位	杭径			摘要
			1,000 mm以上 2,000 mm以下	2,000 mmを超え 2,500 mm以下	2,500 mmを超え 3,000 mm以下	
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5 m <sup>3</sup> /min 吐出圧力0.7MPa	台	1	—		
	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量15 m <sup>3</sup> /min 吐出圧力1.05MPa	台	—	1		
トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型 4.9 t吊	台	1		1	

注) 上表は、1セットの数量である。

(3) 三重管工法

表8-6 三重管工法の機械編成

機 種	規 格	単位	数 量		摘要
			削孔	注入	
高圧噴射攪拌用地盤改良機	掘削専用型(油圧式) 内径148 mm 11kW	台	1	—	
	三重管専用型 11kW	台	—	1	
超 高 圧 ポ ン プ	39.2MPa 14~70L/min	台	—	1	
グ ラ ウ ト ポ ン プ	二筒複動ピストン式 吐出量200L/min	台	—	1	
	二筒複動ピストン式 吐出量37~100L/min	台	1	—	
空 気 圧 縮 機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量5 m <sup>3</sup> /min	台	—	1	
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 20 t吊	台	—	1	

注) 上表は、削孔時及び注入時ともに1セットの数量である。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

8-1-6 諸雑費

高圧噴射攪拌工の各工法における諸雑費は次のとおりとする。

(1) 単管工法の諸雑費

単管工法の諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、人件費及び機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表8-18 単管工法の諸雑費率 (%)

工法	諸雑費率
単管工法	30

(2) 二重管工法の諸雑費

二重管工法の諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表8-19 二重管工法の諸雑費率 (%)

工法	杭径		
	1,000 mm以上 2,000 mm以下	2,000 mmを超え 2,500 mm以下	2,500 mmを超え 3,000 mm以下
二重管工法	28	46	

(3) 三重管工法の諸雑費

① 削孔

三重管工法の削孔における諸雑費は、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)の損料及び電力に関する経費等の費用であり、人件費及び機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 注入

三重管工法の注入における諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、人件費、機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

表8-20 三重管工法の諸雑費率 (%)

工法	削孔	注入
三重管工法	11	24

8-1-7 特許料

二重管工法及び三重管工法については、特許工法となっているため特許料を計上する。

8-1-8 その他

- 排泥処理のためピット等を掘削する場合及び地盤改良後の整地が必要な場合は、別途計上する。
- 排水及び汚泥土処理に要する設備が必要な場合は、別途考慮する。
- 汚泥土の産廃処理が必要な場合は、別途計上する。
- 仮設足場が必要な場合は、別途考慮する。

改 定

8-1-6 諸雑費

高圧噴射攪拌工の各工法における諸雑費は次のとおりとする。

(1) 単管工法の諸雑費

単管工法の諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、人件費及び機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表8-18 単管工法の諸雑費率 (%)

工法	諸雑費率
単管工法	28

(2) 二重管工法の諸雑費

二重管工法の諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表8-19 二重管工法の諸雑費率 (%)

工法	杭径		
	1,000 mm以上 2,000 mm以下	2,000 mmを超え 2,500 mm以下	2,500 mmを超え 3,000 mm以下
二重管工法	26	44	

(3) 三重管工法の諸雑費

① 削孔

三重管工法の削孔における諸雑費は、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)の損料及び電力に関する経費等の費用であり、人件費及び機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 注入

三重管工法の注入における諸雑費は、付属機器固化材サイロ、集中プラントミキサ、工事中モータポンプ、水槽(一般工用)、グラウト流量・圧力測定装置の損料及び電力に関する経費等の費用であり、人件費、機械器具経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

表8-20 三重管工法の諸雑費率 (%)

工法	削孔	注入
三重管工法	10	23

8-1-7 特許料

二重管工法及び三重管工法については、特許工法となっているため特許料を計上する。

8-1-8 その他

- 排泥処理のためピット等を掘削する場合及び地盤改良後の整地が必要な場合は、別途計上する。
- 排水及び汚泥土処理に要する設備が必要な場合は、別途考慮する。
- 汚泥土の産廃処理が必要な場合は、別途計上する。
- 仮設足場が必要な場合は、別途考慮する。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

② 削孔径 2,000 mm を超え 2,500 mm 以下又は 2,500 mm を超え 3,000 mm 以下 (1本当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表 8-3
特殊作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表 8-5
普通作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	式 8-6
注入材		m <sup>3</sup>	Q	式 8-3
削孔消耗材料費	1本当りの消耗材料 (各土質による)	式	1	
高压喷射搅拌用地盤改良機 運 転 損 料	二重管専用型 11kW	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-3 表 8-5
超高压ポンプ運転損料	40.0MPa 200L/min	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	式 8-6
空気圧縮機運転賃料	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 ・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出力 15m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 1.05MPa	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-3 表 8-5 式 8-6 機-6
トラッククレーン運転賃料	油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-3 表 8-5 式 8-6
諸 雑 費		式	1	表 8-15
特 許 料		m	注入長 L1	

注1) T: 1本当り施工時間 (min)・・・式 8-6

注2) a: 労務編成 (人日)・・・表 8-3

注3) b: 施工台数・・・表 8-5

注4) Q: 1本当り注入材量・・・式 8-3

(3) 二重管工法

① 削孔

(1本当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表 8-3
特殊作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表 8-6
普通作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	式 8-7
削孔消耗材料費	1本当りの消耗材料 (各土質による)	式	1	
高压喷射搅拌用地盤改良機 運 転 損 料	掘削専用型(油圧式) 内径 148mm 11kW	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-3 表 8-6
グラウトポンプ運転損料	横型二連複動ピストン式 吐出力 37~100L/min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	式 8-7
諸 雑 費		式	1	表 8-16

注1) T: 1本当り削孔時間 (min)・・・式 8-7

注2) a: 労務編成 (人日)・・・表 8-3

注3) b: 施工台数・・・表 8-6

改 定

② 削孔径 2,000 mm を超え 2,500 mm 以下又は 2,500 mm を超え 3,000 mm 以下 (1本当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表 8-3
特殊作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	
普通作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	
注入材		m <sup>3</sup>	Q	
削孔消耗材料費	1本当りの消耗材料 (各土質による)	式	1	
高压喷射搅拌用地盤改良機 運 転 損 料	二重管専用型 11kW	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-5
超高压ポンプ運転損料	40.0MPa 200L/min	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	
空気圧縮機運転賃料	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 ・排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出力 15m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 1.05MPa	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-5 機-6
トラッククレーン運転賃料	油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	台日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-3 表 8-5
諸 雑 費		式	1	表 8-19
特 許 料		m	注入長 L1	

注1) T: 1本当り施工時間 (min)・・・式 8-6

注2) a: 労務編成 (人日)・・・表 8-3

注3) b: 施工台数・・・表 8-5

注4) Q: 1本当り注入材量・・・式 8-3

(3) 二重管工法

① 削孔

(1本当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表 8-3
特殊作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	
普通作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	
削孔消耗材料費	1本当りの消耗材料 (各土質による)	式	1	
高压喷射搅拌用地盤改良機 運 転 損 料	掘削専用型(油圧式) 内径 148mm 11kW	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表 8-6
グラウトポンプ運転損料	二筒複動ピストン式 吐出力 37~100L/min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	
諸 雑 費		式	1	表 8-20

注1) T: 1本当り削孔時間 (min)・・・式 8-7

注2) a: 労務編成 (人日)・・・表 8-3

注3) b: 施工台数・・・表 8-6



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

②注入 (1本当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表8-3
特殊作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表8-6
普通作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	式8-8
注入材		m <sup>3</sup>	Q	式8-4
消耗材料費	1本当りの消耗材料 (各土質による)	式	1	
高圧噴射攪拌用地盤改良機 運転損料	三重管専用型 11kW	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-3
超高压ポンプ運転損料	39.2MPa 14~70L/min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-6
グラウトポンプ運転損料	横型二連複動ピストン式 吐出量 200L/min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	式8-8
空気圧縮機運転賃料	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量 5 m <sup>3</sup> /min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-3 表8-6 式8-8 機-6
ラフレレンクレーン 運転賃料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 20 t 吊	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-3 表8-6 式8-8
諸雑費		式	1	表8-16
特許料		m	注入長 L1	

注1) T: 1本当り注入時間 (min)・・・式8-8  
 注2) a: 労務編成 (人日)・・・表8-3  
 注3) b: 施工台数・・・表8-6  
 注4) Q: 1本当り注入材量・・・式8-8

8-2 注入設備据付・解体及び移設

8-2-1 労務編成

注入設備移設費の労務編成は、次表を標準とする。

(1) 単管工法

表8-21 注入設備移設費の労務編成(単管工法)

名称	規格	単位	単管工法		摘要
			杭径 700 mm以上 800 mm以下	杭径 800 mmを超え 1,100 mm以下	
土木一般世話役		人	3	3	
特殊作業員		人	24	15	
普通作業員		人	12	12	

注) 上表のうち、杭径 700 mm以上 800 mm以下は4セット分、800 mmを超え 1,100 mm以下は2セット分である。

改 定

②注入 (1本当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	表8-3
特殊作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	
普通作業員		人日	$T/(6.7 \times 60) \times a$	
注入材		m <sup>3</sup>	Q	
消耗材料費	1本当りの消耗材料 (各土質による)	式	1	
高圧噴射攪拌用地盤改良機 運転損料	三重管専用型 11kW	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-6
超高压ポンプ運転損料	39.2MPa 14~70L/min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	
グラウトポンプ運転損料	横型二連複動ピストン式 吐出量 200L/min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	
空気圧縮機運転賃料	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 吐出量 5 m <sup>3</sup> /min	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-6 機-6
ラフレレンクレーン 運転賃料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 20 t 吊	日	$T/(6.7 \times 60) \times b$	表8-6
諸雑費		式	1	表8-20
特許料		m	注入長 L1	

注1) T: 1本当り注入時間 (min)・・・式8-7  
 注2) a: 労務編成 (人日)・・・表8-3  
 注3) b: 施工台数・・・表8-6  
 注4) Q: 1本当り注入材量・・・式8-4

8-2 注入設備据付・解体及び移設

8-2-1 労務編成

注入設備移設費の労務編成は、次表を標準とする。

(1) 単管工法

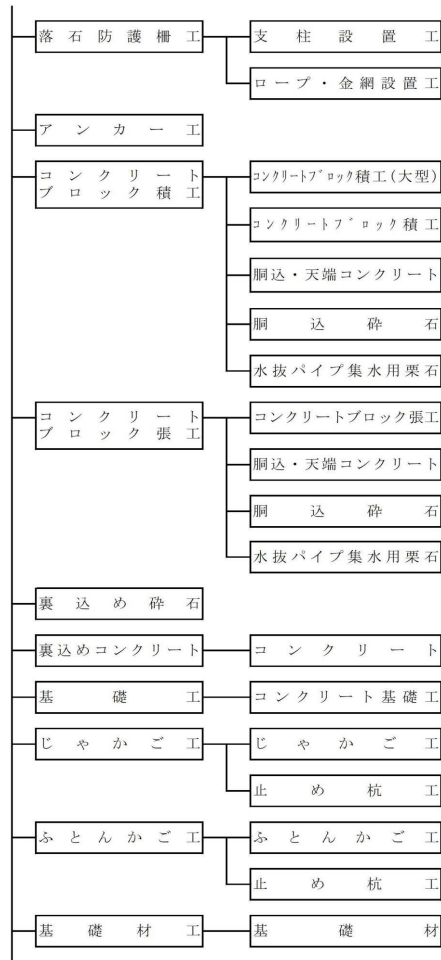
表8-21 注入設備移設費の労務編成(単管工法)

名称	規格	単位	単管工法		摘要
			杭径 700 mm以上 800 mm以下	杭径 800 mmを超え 1,100 mm以下	
土木一般世話役		人	3	3	
特殊作業員		人	24	15	
普通作業員		人	12	12	

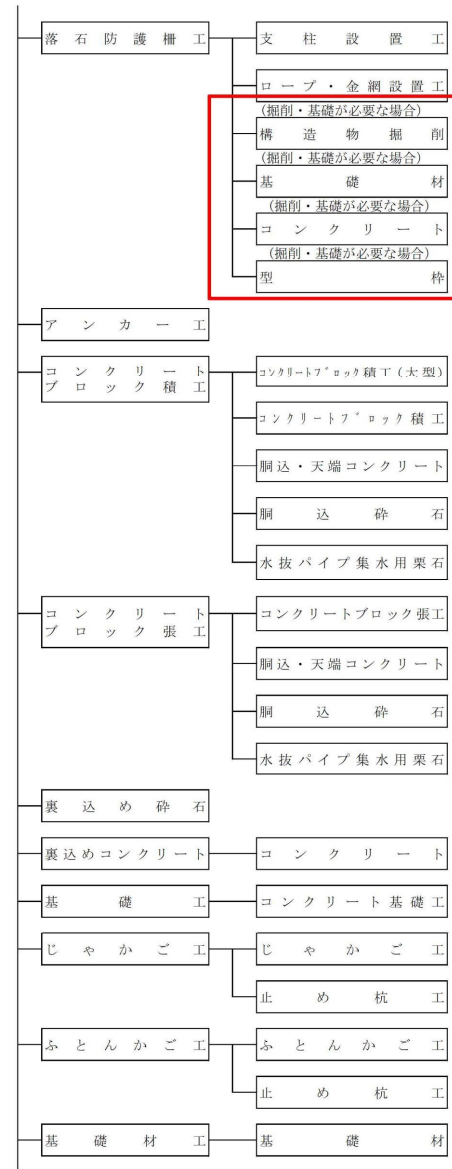
注) 上表のうち、杭径 700 mm以上 800 mm以下は4セット分、800 mmを超え 1,100 mm以下は2セット分である。

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">第10編</p> <p style="text-align: center;">のり面工</p> <p>1. 適用..... 10-1</p> <p>2. 価格の構成..... 10-1</p> <p>3. 植生のり面工..... 10-4</p> <p>4. モルタル吹付工、コンクリート吹付工..... 10-11</p> <p>5. プレキャストコンクリート枠工..... 10-14</p> <p>6. コンクリート基礎工..... 10-18</p> <p>7. 吹付のり枠工..... 10-26</p> <p>8. 落石防護網工..... 10-34</p> <p>9. 落石防護柵工..... 10-38</p> <p>10. アンカー工..... 10-47</p> <p>11. コンクリートブロック積工..... 10-61</p> <p>12. 大型コンクリートブロック積工及びコンクリートブロック張工..... 10-65</p> <p>13. 裏込め砕石..... 10-69</p> <p>14. 基礎材..... 10-72</p> <p>15. ジャかご工..... 10-73</p> <p>16. ふとんかご工..... 10-75</p> <p>17. ジャかご工及びふとんかご工の止め杭工..... 10-78</p> <p>18. 切土補強土工..... 10-80</p> <p>19. コンクリートシール工..... 10-87</p> <p>20. かご枠工..... 10-90</p> <p>21. 水抜きボーリング工..... 10-94</p> <p>22. 補強土壁工..... 10-100</p> <p style="text-align: center;">+</p>	<p style="text-align: center;">第10編</p> <p style="text-align: center;">のり面工</p> <p><u>1. 適用..... 10-1</u></p> <p><u>2. 価格の構成..... 10-1</u></p> <p><u>3. 植生のり面工..... 10-4</u></p> <p><u>4. モルタル吹付工、コンクリート吹付工..... 10-11</u></p> <p><u>5. プレキャストコンクリート枠工..... 10-14</u></p> <p><u>6. コンクリート基礎工..... 10-18</u></p> <p><u>7. 吹付のり枠工..... 10-26</u></p> <p><u>8. 落石防護網工..... 10-34</u></p> <p><u>9. 落石防護柵工..... 10-38</u></p> <p><u>10. アンカー工..... 10-43</u></p> <p><u>11. コンクリートブロック積工..... 10-55</u></p> <p><u>12. 大型コンクリートブロック積工及びコンクリートブロック張工..... 10-59</u></p> <p><u>13. 裏込め砕石..... 10-63</u></p> <p><u>14. ブロック積工基礎材..... 10-66</u></p> <p><u>15. ジャかご工..... 10-67</u></p> <p><u>16. ふとんかご工..... 10-69</u></p> <p><u>17. ジャかご工及びふとんかご工の止め杭工..... 10-72</u></p> <p><u>18. 切土補強土工..... 10-74</u></p> <p><u>19. コンクリートシール工..... 10-81</u></p> <p><u>20. かご枠工..... 10-84</u></p> <p><u>21. 水抜きボーリング工..... 10-88</u></p> <p><u>22. 補強土壁工..... 10-94</u></p> <p style="text-align: center;">+</p>

現 行



改 定



土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

改 定

(2) 加算率・補正係数

①加算率・補正係数の適用基準

表3-3 加算率及び補正係数の区分

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	施 工 規 模	S <sub>1</sub>	
		S <sub>2</sub>	
		S <sub>3</sub>	
補正係数	通常勤務すべき1日の実働時間8時間(実作業時間に作業前後に消費する準備、後片付、整備、清掃等の時間を加えた時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し、施工基面より下面への施工は補正しない。	K <sub>2</sub>	

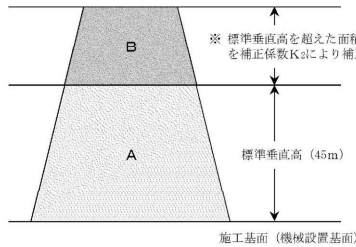
注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

①植生基材吹付工は45m以下。(下記図例を参照)

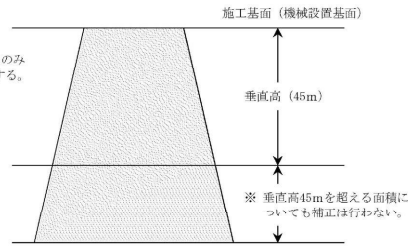
②種吹付工は25m以下。

③種子散布工は30m以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



(2) 加算率・補正係数

①加算率・補正係数の適用基準

表3-3 加算率及び補正係数の区分

規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記 号	備 考
加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
	施 工 規 模	S <sub>1</sub>	
		S <sub>2</sub>	
		S <sub>3</sub>	
補正係数	通常勤務すべき1日の実働時間8時間(実作業時間に作業前後に消費する準備、後片付、整備、清掃等の時間を加えた時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し、施工基面より下面への施工は補正しない。	K <sub>2</sub>	

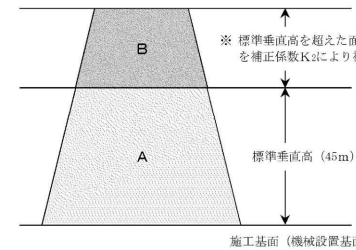
注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。

①植生基材吹付工は45m以下。(下記図例を参照)

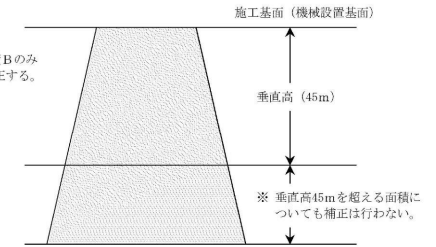
②種吹付工は25m以下。

③種子散布工は30m以下。

《施工基面から上面への施工の場合》



《施工基面から下面への施工の場合》



現 行

②加算率・補正係数の数値

表3-4 加算率及び補正係数

区 分	記号	機械播種施工による植生工			人力施工による植生工		
		植生基材吹付工	種吹付工 (客土吹付工)	種散布工 (種子散布工)	張芝工	植生マット工 植生シート工	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(300㎡以上 500㎡未満) 15%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 5%
		S <sub>2</sub>	(250㎡以上 500㎡未満) 10%	(250㎡以上 500㎡未満) 10%	(250㎡以上 500㎡未満) 20%	(300㎡未満) 35%	(500㎡未満) 15%
		S <sub>3</sub>	(250㎡未満) 20%	(250㎡未満) 20%	(250㎡未満) 40%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.05	1.05	1.10	1.15	1.05
	法面垂直高45m超80m以下の場合	K <sub>2</sub>	1.10	—	—	—	—

注1) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)、(S<sub>2</sub>)又は(S<sub>3</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

注2) 法面垂直高補正(K<sub>2</sub>)は、標準垂直高を超える面積(対象数量)についてのみ補正する。

注3) 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り、施工規模は合計施工数量で判定する。

注4) 種子散布工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

注5) 張芝工については1工事において、法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

注6) 1工事において植生マット工AとBを使用する場合、施工規模はAとBの合計施工数量で判定する。

(3) 単価の算出

$$\text{単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 / 100) \times (K_1 \times K_2)$$

改 定

②加算率・補正係数の数値

表3-4 加算率及び補正係数

区 分	記号	機械播種施工による植生工			人力施工による植生工		
		植生基材吹付工	種吹付工 (客土吹付工)	種散布工 (種子散布工)	張芝工	植生マット工 植生シート工	
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%	(500㎡以上) 0%	(1,000㎡以上) 0%
		S <sub>1</sub>	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 15%	(300㎡以上 500㎡未満) 20%	(500㎡以上 1,000㎡未満) 10%
		S <sub>2</sub>	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 15%	(250㎡以上 500㎡未満) 25%	(100㎡以上) 300㎡未満) 40%	(250㎡以上) 500㎡未満) 20%
		S <sub>3</sub>	(100㎡以上 250㎡未満) 25%	(100㎡以上 250㎡未満) 25%	(100㎡以上 250㎡未満) 45%	(100㎡未満) 50%	(250㎡未満) 35%
		S <sub>4</sub>	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 50%	(100㎡未満) 60%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.05	1.05	1.10	1.15	1.05
	法面垂直高45m超80m以下の場合	K <sub>2</sub>	1.10	—	—	—	—

注1) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)、(S<sub>2</sub>)、(S<sub>3</sub>)または(S<sub>4</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

注2) 法面垂直高補正(K<sub>2</sub>)は、標準垂直高を超える面積(対象数量)についてのみ補正する。

注3) 1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付に限り、施工規模は合計施工数量で判定する。

注4) 種子散布工については、1工事において法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

注5) 張芝工については1工事において、法面部と平面部に施工する場合、施工規模は合計施工数量で判定する。

注6) 1工事において植生マット工AとBを使用する場合、施工規模はAとBの合計施工数量で判定する。

(3) 単価の算出

$$\text{単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 \text{ or } S_4 / 100) \times (K_1 \times K_2)$$



現 行

改 定

(2) 加算率・補正係数

①加算率・補正係数の適用基準

表4-3 加算率及び補正係数の区分

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加 算 率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>	
		補正係数	K <sub>1</sub>	
時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の実働時間8時間(実作業時間に作業前後に消費する準備、後片付け、整備、清掃等の時間を加えた時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>		
枠内吹付の場合	吹付枠工で枠内吹付をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。又、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K <sub>3</sub>		

②加算率・補正係数の数値

表4-4 加算率及び補正係数

区分		記号	率	係数	備考
加 算 率	施工規模	S <sub>0</sub>	0%	—	1 工事の全体数量が 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		S <sub>1</sub>	5%	—	1 工事の全体数量が 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
		S <sub>2</sub>	15%	—	1 工事の全体数量が 250 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満
		S <sub>3</sub>	30%	—	1 工事の全体数量が 250 m <sup>2</sup> 未満
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	—	1.05	
	枠内吹付の場合	K <sub>3</sub>	—	0.80	

注1) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工それぞれ1工事の全体数量とする。ただし、1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合は、同種の吹付に限り施工規模は、合計施工量で判断する。

注2) 施工規模加算率と時間制約を受ける場合の補正が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。

注3) 時間制約を受ける場合の補正係数は、枠内吹付の場合も同じ係数を使用する。

注4) 枠内吹付補正K<sub>3</sub>は、のり面清掃工、ラス張工を含まない場合に補正する。

(3) 単価の算出

$$\text{単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 / 100) \times (K_1 \times K_3)$$

(2) 加算率・補正係数

①加算率・補正係数の適用基準

表4-3 加算率及び補正係数の区分

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加 算 率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub> S <sub>3</sub> S <sub>4</sub>	
		補正係数	K <sub>1</sub>	
時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の実働時間8時間(実作業時間に作業前後に消費する準備、後片付け、整備、清掃等の時間を加えた時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>		
枠内吹付の場合	吹付枠工で枠内吹付をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。又、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K <sub>3</sub>		

②加算率・補正係数の数値

表4-4 加算率及び補正係数

区分		記号	率	係数	備考
加 算 率	施工規模	S <sub>0</sub>	0%	—	1 工事の全体数量が 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		S <sub>1</sub>	10%	—	1 工事の全体数量が 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
		S <sub>2</sub>	20%	—	1 工事の全体数量が 250 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満
		S <sub>3</sub>	35%	—	1 工事の全体数量が 100 m <sup>2</sup> 以上 250 m <sup>2</sup> 未満
		S <sub>4</sub>	50%	—	1 工事の全体数量が 100 m <sup>2</sup> 未満
		補正係数	K <sub>1</sub>	—	1.05
枠内吹付の場合	K <sub>3</sub>	—	0.80		

注1) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工それぞれ1工事の全体数量とする。ただし、1工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合は、同種の吹付に限り施工規模は、合計施工量で判断する。

注2) 施工規模加算率と時間制約を受ける場合の補正が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。

注3) 時間制約を受ける場合の補正係数は、枠内吹付の場合も同じ係数を使用する。

注4) 枠内吹付補正K<sub>3</sub>は、のり面清掃工、ラス張工を含まない場合に補正する。

(3) 単価の算出

$$\text{単価} = \text{標準の市場単価} \times (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 \text{ or } S_4 / 100) \times (K_1 \times K_3)$$



現 行

改 定

5. プレキャストコンクリート枠工

5-1 適用範囲

切土又は盛土のり面上に、質量1,400kg/個未満の工場製コンクリートブロック枠を施工し、枠内に中詰材を充填する工法に適用する。

5-2 コンクリートブロック枠工

(1) 適用範囲

プレキャストコンクリートブロック枠の設置に適用する。

(2) 材料

コンクリートブロック枠工の材料は、次表を標準とする。

表5-1 コンクリートブロック枠工の材料

名称	規格	単位	摘要
プレキャスト枠ブロック		m <sup>3</sup>	

(3) 機械編成

コンクリートブロック枠工の機械編成は、次表を標準とする。

表5-2 コンクリートブロック枠工の機械編成

機械名	規格	単位	数量	摘要
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 25t 吊	台	1	

(4) 労務編成

コンクリートブロック枠工の労務編成は、次表を標準とする。

表5-3 コンクリートブロック枠工の労務編成

名称	規格等	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1	
ブロック工		人	1	
普通作業員		人	3	

(5) 日当り標準施工量

コンクリートブロック枠工の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

表5-4 コンクリートブロック枠工の日当り標準施工量

項目	日当り標準施工量 (D)	摘要
コンクリートブロック枠工	36 m <sup>3</sup> /日	

注) 上表の日当り標準施工量には、間詰(充填コンクリート)及び2.5m程度の小運搬等を含むものとする。

5. プレキャストコンクリート枠工

5-1 適用範囲

切土又は盛土のり面上に、質量1,400kg/個未満の工場製コンクリートブロック枠を施工し、枠内に中詰材を充填する工法に適用する。

5-2 プレキャストコンクリートブロック枠工

(1) 適用範囲

プレキャストコンクリートブロック枠の設置に適用する。

(2) 材料

コンクリートブロック枠工の材料は、次表を標準とする。

表5-1 コンクリートブロック枠工の材料

名称	規格	単位	摘要
プレキャスト枠ブロック		m <sup>3</sup>	

(3) 機械編成

コンクリートブロック枠工の機械編成は、次表を標準とする。

表5-2 コンクリートブロック枠工の機械編成

機械名	規格	単位	数量	摘要
ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制) 25t 吊	台	1	

(4) 労務編成

コンクリートブロック枠工の労務編成は、次表を標準とする。

表5-3 コンクリートブロック枠工の労務編成

名称	規格等	単位	数量	摘要
土木一般世話役		人	1	
ブロック工		人	1	
普通作業員		人	3	

(5) 日当り標準施工量

コンクリートブロック枠工の日当り標準施工量は、次表を標準とする。

表5-4 コンクリートブロック枠工の日当り標準施工量

項目	日当り標準施工量 (D)	摘要
コンクリートブロック枠工	36 m <sup>3</sup> /日	

注) 上表の日当り標準施工量には、間詰(充填コンクリート)及び2.5m程度の小運搬等を含むものとする。

土木工事積算基準(4週8休)(令和6年7月改正) 対照表

現 行

改 定

(6) 諸雑費

コンクリートブロック枠工の諸雑費は、間詰(充填コンクリート)材料費及び滑り止め用アンカーピンを設置する場合のアンカーピン材料費及び設置費用であり、人件費及び機械器具費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上するものとする。

表5-5 コンクリートブロック枠工の諸雑費 (%)

項目	滑り止め用アンカーピン	諸雑费率	摘 要
コンクリートブロック枠工	有り	18	
	無し	3	

(7) その他

設置面の掘削、のり面整形等は本基準第7編による道路掘削またはのり面整形等を含むものとし、別途計上は行わない。

(8) 代価表

(1㎡当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
材 料		㎡		表5-1
土 木 一 般 世 話 役		人日	1/D	表5-3、表5-4
ブ ロ ッ ク 工		人日	1/D	表5-3、表5-4
普 通 作 業 員		人日	3/D	表5-3、表5-4
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転 賃 料	油圧伸縮ジブ型・ 排出ガス対策型25t吊	台日	1/D	表5-2、表5-4 機-6
諸 雑 費			1	表5-5

5-3 中詰工

(1) 適用範囲

コンクリートブロック等の枠内への中詰め材の設置に適用する。

(2) 材料

中詰工の材料は、次表を標準とする。

表5-6 中詰工の材料 (中詰工1㎡当り)

名称	規格	単位	摘要
中 詰 工	土砂	㎡	
	コンクリートブロック	㎡	
	土のう	袋	
	裏込材(碎石等)	㎡	中詰めコンクリートブロックに裏込めが必要な場合、計上する。

注1) 中詰工に土砂を使用する場合は、数量に+0.16の割増を計上する。

注2) 中詰工にコンクリートブロックを使用する場合は、のり枠を含まない1㎡当りの数量を計上する。

注3) 中詰工に土のうを使用する場合はのり枠を含まない1㎡当りに入る土のうの袋数を記入する。

注4) 裏込材に碎石を使用する場合は、数量に+0.20の割増を計上する。

(6) 諸雑費

コンクリートブロック枠工の諸雑費は、間詰(充填コンクリート)材料費及び滑り止め用アンカーピンを設置する場合のアンカーピン材料費及び設置費用であり、人件費及び機械器具費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上するものとする。

表5-5 コンクリートブロック枠工の諸雑費 (%)

項目	滑り止め用アンカーピン	諸雑费率	摘 要
コンクリートブロック枠工	有り	18	
	無し	3	

(7) その他

設置面の掘削、のり面整形等は本基準第7編による道路掘削またはのり面整形等を含むものとし、別途計上は行わない。

(8) 代価表

(1㎡当り)

名称	規格	単位	数量	摘要
材 料		㎡		表5-1
土 木 一 般 世 話 役		人日	1/D	表5-3、表5-4
ブ ロ ッ ク 工		人日	1/D	表5-3、表5-4
普 通 作 業 員		人日	3/D	表5-3、表5-4
ラ フ テ レ ー ン ク レ ー ン 運 転 賃 料	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (2011年規制)25t吊	台日	1/D	表5-2、表5-4 機-6
諸 雑 費			1	表5-5

5-3 中詰工

(1) 適用範囲

コンクリートブロック等の枠内への中詰め材の設置に適用する。

(2) 材料

中詰工の材料は、次表を標準とする。

表5-6 中詰工の材料 (中詰工1㎡当り)

名称	規格	単位	摘要
中 詰 工	土砂	㎡	
	コンクリートブロック	㎡	
	土のう	袋	
	裏込材(碎石等)	㎡	中詰めコンクリートブロックに裏込めが必要な場合、計上する。

注1) 中詰工に土砂を使用する場合は、数量に+0.16の割増を計上する。

注2) 中詰工にコンクリートブロックを使用する場合は、のり枠を含まない1㎡当りの数量を計上する。

注3) 中詰工に土のうを使用する場合はのり枠を含まない1㎡当りに入る土のうの袋数を記入する。

注4) 裏込材に碎石を使用する場合は、数量に+0.20の割増を計上する。